

# 第111回 佐用町議会〔定例〕会議録 (第1日)

令和5年3月2日(木曜日)

出席議員  (14名)	1番	大 村 隼	2番	森 脇 裕 和
	3番	幸 田 勝 治	4番	高 見 寛 治
	5番	大 内 将 広	6番	金 澤 孝 良
	7番	児 玉 雅 善	8番	加 古 原 瑞 樹
	9番	千 種 和 英	10番	廣 利 一 志
	11番	岡 本 義 次	12番	山 本 幹 雄
	13番	平 岡 き ぬ ゑ	14番	小 林 裕 和
欠席議員  (名)				
遅刻議員  (名)				
早退議員  (名)				

事務局出席 職員職氏名	議会事務局長	尾崎基彦	書記	垣内克巳
説明のため出席 した者の職氏名 (21名)	町長	庵途典章	副町長	坪内頼男
	教育長	浅野博之	総務課長	幸田和彦
	情報政策課長	三浦秀忠	企画防災課長	江見秀樹
	税務課長	福岡康浩	住民課長	間嶋博幸
	健康福祉課長	木村昌子	高年介護課長	古市宏和
	農林振興課長	井土達也	商工観光課長	真岡伯好
	建設課長	重崎勇人	上下水道課長	梶本周作
	上月支所長	高見浩樹	南光支所長	安東さゆり
	三日月支所長	西本和彦	会計課長	和田始
	教育課長	宇多雅弘	生涯学習課長	谷邑雅永
	代表監査委員	中井幹夫		
欠席者 (名)				
遅刻者 (名)				
早退者 (名)				
議事日程	別紙のとおり			

## 【本日の会議に付した案件】

- 日程第 1. 会議録署名議員の指名  
日程第 2. 会期決定の件  
日程第 3. 行政報告について  
日程第 4. 施政方針について  
日程第 5. 発議第 1 号 佐用町議会会議規則の一部を改正する規則について  
日程第 6. 発議第 2 号 森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書（案）  
日程第 7. 発議第 3 号 旧統一教会等による被害の防止・救済を求める意見書（案）  
日程第 8. 報告第 1 号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定め和解することについて）  
日程第 9. 承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 4 年度佐用町一般会計補正予算 第 6 号（令和 5 年 1 月 20 日専決第 2 号））  
日程第 10. 議案第 1 号 町有財産の無償譲渡について（西山共同作業所）  
日程第 11. 議案第 2 号 第 2 期佐用町地域福祉計画の策定について  
日程第 12. 議案第 3 号 町有財産の無償貸付けについて（旧三河小学校）  
日程第 13. 議案第 4 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について  
日程第 14. 議案第 5 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について  
日程第 15. 議案第 6 号 損害賠償の額を定め和解することについて  
日程第 16. 議案第 7 号 佐用町課設置条例の一部を改正する条例について  
日程第 17. 議案第 8 号 佐用町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について  
日程第 18. 議案第 9 号 佐用町手数料条例の一部を改正する条例について  
日程第 19. 議案第 10 号 佐用町消防団条例の一部を改正する条例について  
日程第 20. 議案第 11 号 佐用町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について  
日程第 21. 議案第 12 号 佐用町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について  
日程第 22. 議案第 13 号 佐用町情報公開条例の一部を改正する条例について  
日程第 23. 議案第 14 号 佐用町国民健康保険条例の一部を改正する条例について  
日程第 24. 議案第 15 号 佐用町営住宅条例の一部を改正する条例について  
日程第 25. 議案第 16 号 佐用町附属機関設置条例の一部を改正する条例について  
日程第 26. 議案第 17 号 佐用町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について  
日程第 27. 議案第 18 号 こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について  
日程第 28. 議案第 19 号 令和 4 年度佐用町一般会計補正予算案（第 7 号）について  
日程第 29. 議案第 20 号 令和 4 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第 3 号）について  
日程第 30. 議案第 21 号 令和 4 年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算案（第 3 号）について  
日程第 31. 議案第 22 号 令和 4 年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第 4 号）について  
日程第 32. 議案第 23 号 令和 4 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案（第 5 号）について  
日程第 33. 議案第 24 号 令和 4 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案（第 5 号）について  
日程第 34. 議案第 25 号 令和 4 年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算案（第 3 号）に

- ついて
- 日程第 35. 議案第 26 号 令和 4 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案（第 4 号）  
について
- 日程第 36. 議案第 27 号 令和 4 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算案（第 3 号）について
- 日程第 37. 議案第 28 号 令和 4 年度佐用町石井財産区特別会計補正予算案（第 1 号）について
- 日程第 38. 議案第 29 号 令和 4 年度佐用町水道事業会計補正予算案（第 5 号）について
- 日程第 39. 議案第 30 号 令和 5 年度佐用町一般会計予算案について
- 日程第 40. 議案第 31 号 令和 5 年度佐用町メガソーラー事業収入特別会計予算案について
- 日程第 41. 議案第 32 号 令和 5 年度佐用町国民健康保険特別会計予算案について
- 日程第 42. 議案第 33 号 令和 5 年度佐用町後期高齢者医療特別会計予算案について
- 日程第 43. 議案第 34 号 令和 5 年度佐用町介護保険特別会計予算案について
- 日程第 44. 議案第 35 号 令和 5 年度佐用町簡易水道事業特別会計予算案について
- 日程第 45. 議案第 36 号 令和 5 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算案について
- 日程第 46. 議案第 37 号 令和 5 年度佐用町生活排水処理事業特別会計予算案について
- 日程第 47. 議案第 38 号 令和 5 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計予算案について
- 日程第 48. 議案第 39 号 令和 5 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計予算案について
- 日程第 49. 議案第 40 号 令和 5 年度佐用町石井財産区特別会計予算案について
- 日程第 50. 議案第 41 号 令和 5 年度佐用町水道事業会計予算案について
- 日程第 51. 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 52. 請願第 1 号 消費者被害を防止、救済するため、特定商取引法の抜本的な法改正を  
求める意見書を政府等に提出することを求める件
- 日程第 53. 特別委員会の設置及び委員定数について
- 日程第 54. 特別委員会委員長及び副委員長の選任について
- 日程第 55. 委員会付託について
- 追加日程第 1. 発議第 4 号 特定商取引法平成 28 年改正における 5 年後見直しに基づく同法の抜  
本的改正を求める意見書（案）
- 

午前 09 時 30 分 開会

議長（小林裕和君） 皆さん、おはようございます。

本日ここに、第 111 回佐用町議会定例会が招集されましたところ、議員各位並びに町当局の皆様には、おそろいでお出席をいただき、誠に御苦労さまでございます。

開会に当たり一言御挨拶を申し上げます。

このところ、日中は、暖かさを感じ春近しを感じる日々が続いておりますが、この季節は、寒暖の日を繰り返しながら、春を迎えます。3 月の定例会は、新年度における町の行政方針を審議する全員の予算特別委員会を設置予定など、大変重要な議会であります。議員各位には、健康に留意されまして、本定例会に臨んでいただきますよう、お願いを申し上げます。

今期定例会において、本日付議されます案件は、議員発議 3 件をはじめ、令和 5 年度各会計予算案 12 件、佐用町地域福祉計画の策定や条例の一部改正などの議案 18 件、令和 4 年度各会計補正予算案 11 件、報告 1 件、専決処分の承認 1 件、諮問 1 件、請願 1 件の計 48 件であります。

何とぞ、議員各位には、これら諸案件につき、慎重なるご審議を賜り、適切妥当なる結

論が得られますようお願い申し上げます、開会の挨拶といたします。

町長、挨拶をお願いします。

町長（庵途典章君） 改めまして、おはようございます。それぞれ、早朝から御苦労さまです。

本日、こうして、令和4年度最後の議会、定例会が開会をしていただきまして、ありがとうございます。

本当に、ここ数日、日中は、非常に暖かく、本当に春らしくなってきましたけれども、朝晩は、まだまだ、冷え込む日もございます。本当に、体調管理には十分、ご留意いただきたいと思っておりますけれども。

昨夜も雨が降りましたし、これから一雨ごとに、木の芽も膨らんで、この月末、3月の末頃には、また、今年も桜の花が、きれいな花が見られるのではないかなというふうに、心待ちにしたいと思っております。

本定例会におきましては、先ほど、議長から御挨拶いただきましたように、新年度、令和5年度に向けて、一般会計予算、また、特別会計予算をはじめ、多くの議案、案件の提案を、上程をさせていただきます。

また、最後には、人事案件も提案させていただきたいと考えておりますので、それぞれ、予算特別委員会、また、各常任委員会等、十分にご審議をいただきまして、適切妥当な結論に導いていただきまして、新しい、また、次の令和5年度が、着実にスタートが出来ますように、どうぞよろしくお願いを申し上げ、開会に当たりましての御挨拶にさせていただきます。ありがとうございます。

議長（小林裕和君） ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより第111回佐用町議会定例会を開会します。

なお、今期定例会のため、地方自治法第121条の規定により、出席を求めた者は、町長、副町長、教育長、各課長、各支所長及び代表監査委員であります。

なお、傍聴者におかれましては、傍聴中守らなければならない事項を遵守いただき、静粛に傍聴いただきますよう、お願いします。

これより、本日の会議を開きます。

直ちに日程に入ります。

---

#### 日程第1． 会議録署名議員の指名

議長（小林裕和君） 日程第1は、会議録署名議員の指名であります。

会議録署名議員は、会議規則第121条の規定により、議長より指名します。9番、千種和英議員。10番、廣利一志議員。

以上の両議員をお願いします。

---

#### 日程第2． 会期決定の件

議長（小林裕和君） 続いて、日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日3月2日から3月27日までの26日間としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林裕和君） 異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日3月2日から3月27日までの26日間と決定しました。

---

### 日程第3．行政報告について

議長（小林裕和君） 続いて、日程第3、行政報告に入ります。行政報告であります。報告事項がない旨、連絡がありましたので、その報告をし、日程第3を終了します。

---

### 日程第4．施政方針について

議長（小林裕和君） 続いて、日程第4、施政方針に入ります。  
町長から施政方針の説明を受けます。庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、本定例会におきまして、令和5年度当初予算案をはじめとする諸議案のご審議をお願いするに当たりまして、私の町行政財政運営の基本的な考え方と主な施策を申し上げさせていただきます。

議員各位をはじめ、町民の皆様のご理解とご支援を賜りますように、よろしくお願いを申し上げます。

初めに、町を取り巻く社会情勢であります。世界的に猛威を振るった新型コロナウイルスの感染症の拡大が始まって、丸3年が過ぎようとしております。この間、次々と打ち出された国や県のコロナ対策を受けて、町といたしましても、町民の命と生活を守ることを最優先の課題として、迅速かつ円滑なワクチン接種など、感染防止対策を講じながら、下振れした地域経済の再生と町民生活の支援に継続して取り組んでまいりました。現在、ようやく、感染も小康状態となり、重症化リスクも、それほど大きくないことが確認されたために、この5月の連休明けから感染防止法上の分類が、季節性インフルエンザと同じ5類となり、マスク着用の見直しも検討されるなど、ようやく、元の生活に戻していく出口が見え始めてまいりましたが、しかし、このコロナがもたらした混乱の影響は、まだまだ、長く続くものと覚悟をしなければなりません。

さらには、ちょうど1年前に勃発をした、ロシアによるウクライナへの侵略戦争は、世界に衝撃が走り、世界は、今、再び混迷の時代に入りました。エネルギーや食料など、あらゆるものが高騰をし、私たちの生活にも大きな影響が出ております。

また、国の財政もコロナ対策に加えて、国防力の強化など、さらに莫大な予算が必要となり、赤字国債が雪だるま式に増えており、今後、さらに厳しい状況になることを、しっかりと見ていかなければなりません。

こうした状況の中、もう1つの先送りできない重要課題は、地球温暖化を防止するカーボンニュートラルの取組であります。環境問題は、国際的にも、国として責任を果たさなければならぬ最重要課題であります。町行政といたしましても、できることから、着実に、これを実行していかなければなりません。これまでも、取り組んできた省エネをさ

らに進め、低炭素社会、自然循環型社会への構築に向け、町の有する資源であります農地や山林などの資源を生かし、活用することで、環境問題に貢献をしていかなければなりません。その取組が、地域の魅力と質の向上につながり、中山間地の価値が見直されることが、真の地方創生ではないかというふうに考えております。

そのため、令和4年度から開始をいたしました町有林化促進事業をはじめ、関連する諸事業を一層推進することで、人口は減少しても、持続可能な町を目指して、懸命に、これからも、令和5年度も取り組んでまいりたいと考えております。

引き続き、議員各位をはじめ、町民皆様方のご理解とご協力を、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、令和5年度の町政運営についての基本方針を「安全で安心して暮らせるまちづくり」「将来を担う子供たちを育てる教育と子育て環境」「産業と観光の振興」の3つの柱に分けて、まず、申し上げます。

まず、町民が安全・安心に暮らせる町を目指すため、福祉や防災など各分野において、事業を着実に進めるとともに、道路・橋梁の改良及び下水道施設の統合などインフラの長寿命化・効率化を進め、安心して暮らせる町の生活基盤づくりに取り組んでまいります。

その拠点となる上月支所の庁舎につきましては、大規模改造事業に合わせまして、上月文化会館の機能を移転して、複合施設として、上月地域のコミュニティ拠点として整備をしてまいります。

福祉分野では、高齢者福祉の推進、休日・夜間診療等の安定運営に向けた支援の促進、予防接種や検診の充実など福祉・健康づくりの推進に取り組んでおります。

防災分野では、西はりま消防と連携し、救急・消防の機能向上を目指すとともに、自助・共助・公助が一体となり、地域防災力の向上にも引き続き取り組んでまいります。

国が推進する「デジタル社会の実現」に向けては、DX、デジタルトランスフォーメーションの取組により、町民の利便性向上と、地域社会の課題解決につながる施策の実施を目指し、本年度においては、専門的知見を有した外部人材の任用、人材の育成を目的とした先進自治体への職員の派遣、行政手続のオンライン化、窓口手続の簡略化、庁内業務のスマート化、オープンデータの公開等に取り組んでまいります。

また、町民に豊富な行政情報を提供するため、多媒体システムの更新を行うほか、YoutubeやLINE等のSNSを積極的に活用しながら、充実した広報広聴活動の取組も進めてまいります。

次に、第2の柱であります将来を担う子どもたちを育てる教育と子育て環境についてを申し上げます。

教育分野では、小中学校に「GIGA スクール構想」で配備した1人1台のタブレット端末を、学校内の活用だけでなく家庭への持ち帰りも積極的に進め、個に応じたきめ細やかな学習活動に生かしてまいります。また、副教材にもデジタル教材を導入するなど、ICTを活用した学びの充実を図ってまいります。

児童生徒の、小中学校9年間を通じた成長を支えていく体制については、佐用町型連携教育の中で、小中連携だけでなく小小連携や中中連携、また、地域との連携強化も図ってまいります。

子供たちにとって、よりよい教育環境の整備については、急速に進行する少子化を踏まえ、佐用町型連携教育を基盤とした中学校規模適正化のあり方を、引き続き検討してまいります。

子育て支援分野では、保育園における就学前教育・保育、小学生の学童保育の充実など、これまでの取組を継続するとともに、保護者への経済的負担の軽減のため、保育料無償化制度や医療費の助成事業に加え、新たに、保育園おむつ無償化事業を開始いたします。

さらには、不妊治療を行う方への支援、家庭保育世帯へのおむつ購入助成事業など実施し、安心して子どもを産み、子育てしやすい環境を整備してまいります。

次に、第3の柱であります産業と観光の振興についてを申し上げます。

農業分野では、地域特産物の定着や特産品の販売促進に取り組み、時代に即した地域農業と新しい農業経営を目指してまいります。引き続き、直売所及び加工施設の集約化を図るため、味わいの里三日月大規模改修工事事業に取り組みまいります。

林業分野では、森林環境譲与税を活用し、造林事業や間伐事業などの既存事業の着実な取組に加え、昨年から実施いたしております山林の町有林化を推進し、森林環境保全による林業の振興に積極的に取り組み、森林資源の活用と災害の軽減を図るとともに、森林による温室効果ガス吸収によるカーボンニュートラル社会に向けた課題にも取り組んでまいります。

商工業分野では、商工会等関係団体との連携を深め、事業者にとって有効な支援施策等に、引き続き、これを取り組み、事業継続・事業承継補助金等を活用して、事業の継続や事業を継承するための小規模事業者への支援についても取り組んでまいります。

観光分野では、コロナ後を見据え、利神城や上月城などの山城や各地域の歴史的遺産、また、佐用の豊かな自然を生かした南光自然観察村など、本町の様々な観光資源を有効に活用した観光事業の振興を図るとともに、幅広い年齢層に合わせた効果的な情報発信による、知名度及び集客力の向上にも努めてまいります。

続きまして、第2次総合計画、後期計画、10の節に沿って、令和5年度の主な施策を申し上げます。

第1節、佐用の産業と観光・交流を創造するという点についてを申し上げます。

農業の振興につきましては、農業の担い手が減少する中、農地の集積化、就農支援、農地保全、担い手育成など、幅広い農業振興に取り組むとともに、「佐用もち大豆」など特産品の生産や販路の拡大とブランド戦略に注力してまいります。

また、新たな事業として、繁殖和牛に取り組む新規就農者の支援、育成を図るために、クラスター型の牛舎の整備等にも取り組んでまいりたいと考えております。

林業の振興につきましては、森林環境保全による林業の振興及び災害の軽減のため、町単独造林事業及び森林保全間伐促進事業を活用し、森林経営計画による森林の健全育成を図ってまいります。

また、所有者不明や放置森林の解消のための、山林の町有林化を進めるとともに、町産材の利用推進や町有林の施業を検討してまいります。

地籍調査事業につきましては、6地区、約17平方キロを国に要望しておりますが、航空レーザー測量等を活用して境界を確定するリモートセンシングを、今後、新たに着手する地区の山林部分について活用して、進捗率の向上を図ってまいります。

商工業の振興につきましては、中小企業者創業・第2創業支援事業及び中小企業者支援融資利子補給事業を継続して実施するとともに、小規模事業者の持続化及び次の世代への事業承継の推進を図るべく、事業継続及び事業承継を支援し、安定した地域経済の振興を目指してまいります。

さらに、ビジネスプランコンテストによって、若者を中心とした町内外の新たな起業家の発掘と人材ネットワークの拡大を推進し、地域課題の解決と創業機運の向上にも取り組んでまいります。

観光の振興につきましては、各地域の山城をはじめ、平福の町並み、乃井野陣屋など、本町の歴史的遺産が観光及び地域振興につながるよう取り組んでまいります。また、アフターコロナを見据え、平福観光拠点である道の駅の駐車場整備などを進めるとともに、ひまわり祭りやサイクリングイベントなど人気の各種イベントも継続し、新たに作成した観



光動画や観光アプリなどを活用し、町の魅力をPRし入込客数の増加も図ってまいりたいと考えております。

次に、第2節、佐用ならではの「資産」に磨きをかけるという点についてを申し上げます。

循環型社会の構築につきましては、脱炭素社会に向け、中山や秀谷等の太陽光発電所の安定した運営を行い、再生可能エネルギーを有効活用するとともに、独自財源として売電収入の一部を子育て支援や森林の町有林化、また、森林資源の活用などに当たってまいります。

また、脱炭素化社会に向けては、公共施設のLED化を進めるとともに、二酸化炭素の抑制を図る観点から、家庭用の電動コンポストの導入も支援をしております。

利神城跡整備につきましては、今後の本格的な整備に向け、整備計画の策定に着手してまいります。国指定の上三河の農村舞台においては、杉皮のふき替えを実施することといたしております。また、指定文化財以外におきましても、歴史的背景を有する上月城跡の本質的価値について、引き続き調査を実施してまいります。

次に、第3節の佐用を担う人を育て自己実現を支えるという点についてを申し上げます。

教育環境の面では、令和2年度に全ての小中学校において、1人1台タブレット端末や家庭と学校が繋がる通信環境の整備など、GIGAスクール構想におけるハード・ソフト・人材を一体とした事業が完了し、デジタル教科書の活用や臨時休業等の緊急時に、家庭でのオンライン学習も可能となりました。ICTを有効に活用し、子供たちの主体的な学びを促進するとともに、臨時休業におけるオンライン学習など、誰一人としてとり残すことがないよう学びの保障に努めてまいります。

また、給食費の半額助成、また、給食の地産地消による質的向上事業、小中学校の副教材費相当額の助成事業等については、引き続き、これを実施し、学力の向上や健康づくり及び保護者の教育費負担の軽減を図ってまいります。

生涯学習の振興につきましては、趣味や地域活動への参加など、学習内容に対する要求が高度化かつ多様化をしておりますが、複雑化する地域課題に向き合い、学習を通じた解決を図るまちづくりを推進するとともに、だれもが生き生きと輝き、活躍することができるまちづくりを推進してまいります。新たに、こうした活動の拠点施設の整備といたしまして、南光文化センターの改修事業にも取り組んでまいります。

図書館におきましては、町内小中学校との連携を深め、図書館蔵書の貸し出しや読み聞かせなどを通して子供の読書活動の普及についても、引き続き取り組んでまいります。

スポーツの分野では、生涯スポーツの普及、並びにさようマラソン&ウオーク等のイベント開催によるスポーツの啓発など、生涯スポーツ・レクリエーション活動の推進を図ってまいります。

次に、第4節の佐用の健康と福祉を創造するという点について申し上げます。

高齢者福祉の面では、高齢者が安心して暮らせる環境づくりを推進するため、介護保険事業・介護予防事業の円滑な推進や地域包括ケアシステムの推進、日常生活の支援、外出支援サービスなどの事業を、引き続き、取り組んでまいります。

低所得者保険料軽減事業や老年クラブ運営支援、町主催敬老会など、様々な事業を継続して実施し、高齢者福祉を推進し、高齢者の皆様が生きがいを持って明るく元気に暮らせる町を目指して取り組んでまいります。

地域医療体制の充実につきましては、郡医師会の協力のもと、在宅当番医制運営委託料、郡病院群輪番制運営事業補助金等によりまして、町内で救急診療等に常時対応できる体制を維持するとともに、西はりま消防組合をはじめ町内外の医療機関等と連携して、救命救急のネットワークの構築を進め、安心して暮らせるまちづくりに取り組んでまいります。

健康づくりの面では、感染症・予防接種の内容の見直し及びがん検診など、予防事業の充実を図るとともに、高校生までの医療費無償化を継続して実施し、住民の健康づくりを推進してまいります。

子育て支援では、3歳児以上の保育料及び2歳児以下の住民税非課税世帯の保育料無償化を実施するとともに、町単独施策であります第2子以降の保育料無償化を継続して、子育て支援の充実も図ってまいります。

次に、第5節であります佐用に住みたい環境を創造するという点について申し上げます。

道路網の整備につきましては、継続事業として実施してまいります。橋梁長寿命化事業として、町道円光寺向山線の睦橋をはじめとした町道橋の修繕工事や、落石防止対策として、町道小日山線の防災工事等を実施いたします。

公共交通サービスの充実につきましては、さよさよサービスやコミュニティバスの運行、タクシー運賃助成事業の実施など、現行の充実した地域公共交通サービスを引き続き実施してまいります。

また、昨年4月にJR西日本から姫新線を含む赤字ローカル線の収支が公表され、その厳しい経営状況が明らかにされましたが、鉄道は住民の日常生活を支える重要なインフラであり、断固として守っていかなければなりません。そのため、現在実施をしている片道切符支給制度や大学生等通学定期券助成について、より使い勝手がよい制度に拡充するなど、姫新線、智頭線のさらなる利用促進に取り組んでまいります。

災害に強いまちづくりの推進につきましては、住宅耐震化の推進を図るために、住宅の建替え工事費や、耐震改修の支援、耐震シェルター、防災ベッド等の設置費用の助成事業も引き続き実施いたします。

河川維持につきましては、緊急浚渫推進事業債を活用いたしまして、河川の堆積土砂の浚渫工事を実施いたします。

ため池の整備につきましては、県営事業により整備をいたしてまいります。

また、自主防災の面では、自治会組織等が行う防災訓練や、防災資機材の購入に対する補助のほか、ハザードマップを活用した出前講座等を引き続き開催し、地域防災力の向上を目指してまいります。また、防災教育として、各学校に対する支援を行いながら、引き続きすべての子供たちが防災意識を醸成することを目指してまいります。

非常備消防の面では、消防団員の処遇改善に努めるために、昨年、実施した全団員アンケート調査の結果を踏まえ、負担となっている活動の軽減を図りながら、有益な機能は残していくため、「真にやりがいがあり、地域に貢献する消防団活動」をテーマとした改革にも取り組んでまいります。

また、南光第2機動分団の消防ポンプ自動車1台を更新し、自治消防の能力向上も図ってまいります。

定住環境の整備につきましては、若者住宅新築応援金や町内定住就職奨励金制度などを継続して実施して、若者の住宅新築や住宅購入の支援及び新規就職者・子育て世代の定住を促進いたします。

生活環境基盤整備につきましては、老朽化した水道管の更新を順次進めるとともに、生活排水処理については、将来を見据え、下水道施設の統廃合事業と汚泥集約化事業と共に、佐用浄化センター及び南光浄化センター改築工事等を継続して実施してまいります。

空き家の有効活用につきましても、合同会社鹿青年部や地元宅地建物取引士との協働により、この事業の推進に取り組んでまいります。

次に、第6節の地域活動を支え協働を確立するという点について申し上げます。

人口減少や少子高齢化が進む地域において、担い手不足や地域力の低下は待ったなしの状況となっております。そのような中、町内13か所の地域づくり協議会においては、平成

30年度より必要な見直しを行い、地域課題や将来を見据えた取組を行う意識醸成や体制整備を行っていただいております。

今後は、自治会や各種団体なども含めた地域全体のあり方を検討し、地域と行政の双方がこれまでの仕組みや制度等の見直しを行いながら、縮充の実現にむけた取組も進めてまいります。

次に、第7節のこころの共生社会を実現するという点について申し上げます。

一人一人が尊重され、安心していきいきと暮らせるまちづくりを推進するため、人権意識の醸成が不可欠でございます。人権に関しては、現代社会に生じる今日的な課題も含め、町広報や人権文化講演会や映画会などの啓発活動を通じて、人権文化の創造とその重要性を認識し、こころの共生社会の構築を推進してまいります。

また、男女共同参画につきましては、女性の活躍を推進するために、生き方や働き方を支援するセミナー開催のほか、性別にとらわれず、誰もが自分らしく生き生きと暮らすことのできる環境づくりに取り組んでまいります。

次に、第8節の身の丈にあった行財政運営に取り組むという点について申し上げさせていただきます。

持続可能な町行財政運営を目指して、職員数につきましては、定員適正化計画に基づき、定数適正化を進め、さらに、人事評価制度を導入し、適正な評価による人材育成にも取り組んでおります。

また、時代ニーズに応じた職場内外での研修を実施し、職員の資質向上と意識改革にも継続して取り組んでまいります。

本町では、合併特例債の終了や普通交付税の減額が見込まれる中、効果的な事業実施及び経費の節約等に取り組み、後年度負担の軽減も図るべく、繰上償還の実施や今後とも必要となる特定の目的を持った基金の積立、基金の有効活用にも、粛々と取り組み、安定した財政運営が維持できるよう努力してまいります。

また、令和3年度から令和7年度を取組期間とする第4次行財政改革大綱に基づき、将来に向けて持続可能な行財政基盤の確立を推進してまいります。

第9節の広域連携を強化するという点について申し上げます。

令和5年度においても、引き続き、神戸市との連携をはじめ、播磨圏域連携中枢都市圏や播磨科学公園都市圏域定住自立圏、三県境地域創生会議などの広域連携に積極的に参加し、関係市町と相互の機能の補完をするなど、より一層の連携を図り、多様なニーズに対応したサービスの効率的な提供を推進していくほか、各構成自治体とともに、国や県等に対する効果的な要望活動を継続してまいります。

最後に、持続可能な開発目標、SDGsの推進について申し上げます。

本町におきましても、全ての町民が暮らしやすい安心・安全で持続可能なまちづくりを実現していけるように、SDGsの達成にも向け各分野の取組を推進するとともに、町有林化促進事業を契機とし、カーボンニュートラル社会の実現に向けた取組を模索してまいります。

以上、申し上げました方針によりまして、令和5年度の当初予算におきまして、一般会計126億3,808万円。特別会計10会計、合計で90億4,454万円。水道事業会計が6億9,720万円で、全会計合わせまして、合計223億7,983万円でございます。

これは、令和4年度から比べまして、12億6,601万円の増額となっております。

以上で、令和5年度の町政運営に向けての私の基本的な考え方と、当初予算の主な施策を申し上げます。

これからも、町民の皆様が安全・安心に末永く暮らしていける町財政運営を目指しまして、一步一步努力を続けてまいりたいと考えておりますので、議員各位並びに町民皆様方

の心からのご支援とご協力をお願い申し上げまして、施政方針とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

議長（小林裕和君） 以上で施政方針の説明は、終わりました。

---

議長（小林裕和君） なお、ここであらかじめ申し上げておきますが、議案書は予定案件として前もって配付しており、ご熟読のことと思いますので、会議の進行上、以後の議案朗読を省略したいと思いますのですが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林裕和君） 異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

---

#### 日程第5．発議第1号 佐用町議会会議規則の一部を改正する規則について

議長（小林裕和君） それでは、日程第5、発議第1号、佐用町議会会議規則の一部を改正する規則についてを議題とします。

提案に対する提出者の説明を求めます。議会運営委員長、加古原瑞樹議員。

〔議会運営委員長 加古原瑞樹君 登壇〕

議会運営委員長（加古原瑞樹君） それでは、ただ今、上程いただきました発議第1号、佐用町議会会議規則の一部を改正する規則につきまして、提案のご説明を申し上げます。

今回の改正は、佐用町議会の会議においてペーパーレス会議システムを導入するに当たり、タブレット等の情報通信端末機器の使用に関し必要な事項を、新たに規定するものでございます。

改正の主な内容としまして、議員及び町長その他の関係機関は、町が貸与した情報通信端末機器を会議において使用できるよう改正するものであります。

ご承認賜りますよう、お願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

議長（小林裕和君） 提出者の説明が終わりました。

なお、本案については、本日即決とします。

これより発議第1号に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより発議第1号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

発議第1号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（小林裕和君） 挙手、全員です。よって、発議第1号は、原案のとおり可決されました。

---

日程第6．発議第2号 森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書（案）

議長（小林裕和君） 続いて、日程第6、発議第2号、森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書（案）を、議題とします。

提案に対する提出者の説明を求めます。産業厚生常任委員長、金澤孝良議員。

〔産業厚生常任委員長 金澤孝良君 登壇〕

産業厚生常任委員長（金澤孝良君） ただ今、上程いただきました発議第2号、森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書（案）につきまして、意見書案の朗読をもって説明とさせていただきます。

森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書（案）。

森林環境譲与税は、温室効果ガス排出削減や自然災害の防止等を図るため、森林整備等に必要となる地方財政を安定的に確保する観点から創設され、2019年度より地方自治体への譲与が開始されている。

譲与基準としては、総額の10分の5を私有林人工林面積、10分の2を林業従事者数、10分の3を人口で按分して譲与するとされており、その結果、森林面積が少ないにもかかわらず、人口が突出して多い大都市に対する配分額が過度に高くなる仕組みとなっているとともに、森林面積が少ない自治体ほど基金への積み立てが多い傾向が見受けられる。

一方、山間部の市町では、次世代のために放置森林や所有者不明森林対策等独自に特色ある施策を展開しており、譲与を予定されている以上の財源が必要であるとの声が多い状況である。

よって、国におかれては、森林環境譲与税の創設経緯や目的に鑑み、森林環境譲与税が森林整備等に一層活用されるよう、対象を民有林としたり、森林が多い山間地の市町村に森林環境譲与税の配分を抜本的に強化したりするなど、自治体の円滑な事業推進のために譲与基準のあり方について検討すること、加えて国の一般会計における林業予算を拡充することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

ご賛同を、ひとつ賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

議長（小林裕和君） 提出者の説明は終わりました。

なお、本案については、本日即決とします。

これより発議第2号に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。  
これより討論に入ります。討論はありますか。

〔討論なし〕

町長（庵逄典章君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。  
これより発議第2号を採決します。この採決は、挙手によって行います。  
発議第2号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（小林裕和君） 挙手、全員です。よって、発議第2号は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第7．発議第3号 旧統一教会等による被害の防止・救済を求める意見書（案）

議長（小林裕和君） 続いて、日程第7、発議第3号、旧統一教会等による被害の防止・救済を求める意見書（案）を、議題とします。  
提案に対する提出者の説明を求めます。10番、廣利一志議員。

〔10番 廣利一志君 登壇〕

10番（廣利一志君） 上程いただきました発議第3号、旧統一教会等による被害の防止・救済を求める意見書の提案理由、内容の説明について、若干、させていただきます。

まず、提案理由は、国会での旧統一教会の被害防止救済に向けての議決を受けて、佐用町議会として、国会、政府に対して、一致して、要望を届けるためのものです。

内容について、少し触れさせていただきますと、長きにわたる被害発生は、明らかに政治・行政の不備不作為である。被害実態の把握を早急に進め、現行法制度を最大限活用して、弾力的な救済を行うこと。

2つ目に、消費生活等相談窓口は地方行政に任されており、相談員については専門性が要求される職種であるにもかかわらず、予算が不十分であり、相談窓口の強化のための予算増額及び研修の実施であります。

3つ目に、被害者を団体から引き離すために、専門的な支援が必要であり、法テラスでの相談支援の充実化や被害救済を行う専門家や団体との連携及び支援をすること。

4点目に、安心・安全な消費者生活を確保するため、包括的つけ込み型勧誘取消権の創設を含めた消費者契約法の抜本的見直しを行うこと。

5点目に、カルト的行為を、どのように規制していくかなどを検討する調査会を設置すること。

6点目に、学生等が経験・情報不足などにより反社会的活動に取り込まれることがないよう、高等学校・大学等教育機関による周知・啓発の実施支援をすること。

7点目に、いわゆる宗教二世などに対して、公的支援を提供する国の公的窓口の充実は当然として、地方行政の支援窓口に対する人的支援や啓発・研修の実施。

昨年末の国会での被害者救済に向けて、動きが始まりました。全国の自治体での意見書の採択は、その動きに呼応するものだというふうに思います。

近隣の自治体で、まだ、採択はされていないから。もう少し採択の状況を見てからとか、被害者救済に向けて万全ではないから、万全を求めてからなどの意見もあると思いますが、被害者救済に取り組まれている町内を含めた多くの方々への意見書採択が大きな力強い声援になるというふうに思います。

意見書採択を検討中の近隣自治体議会に対して、先んじて、採択することで、国会の議決を受けた大きな流れを指し示すものだというふうに思っております。

佐用町議会の総意でもって意見書採択がされて、政府国会へ小林議長名での意見書を送付できますように、お願いしたいというふうに思います。

以上、旧統一教会等による被害の防止・救済を求める意見書の提案理由述べさせていただきました。以上です。

議長（小林裕和君） 提出者の説明は終わりました。

これより質疑に入りますが、ただ今、議題としています発議第3号については、産業厚生常任委員会に付託を予定していますので、委員会付託をお含みの上、質疑をお願いします。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

ただ今議題としています、発議第3号については、会議規則第37条の規定により、産業厚生常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林裕和君） ご異議なしと認めます。よって、発議第3号は、産業厚生常任委員会に付託することに決定しました。

---

日程第8．報告第1号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定め和解することについて）

議長（小林裕和君） 続いて、日程第8、報告第1号、専決処分の報告について、損害賠償の額を定め和解することについてを、町長より報告をしていただきます。庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程いただきました報告第1号、専決処分について、ご説明をさせていただきます。

本件は、商工観光課職員が公用車を発進させる際に、右後方の安全確認が不十分だったことにより、相手方の自転車と接触し、相手方が負傷した人身損害について、相手方に賠償し、和解したことを報告申し上げます。

事故の概要は、令和4年11月7日午後2時15分頃、佐用町佐用3015番地8の町道中町上町線において、商工観光課職員が公用車を路肩から発進させる際に、右後方の安全確認が不十分だったため、相手方の自転車と接触し、相手方を負傷させたものでございます。

このたび町として、国家賠償法第1条に規定する賠償責任を認め、治療費等として16万4,426円を支払う内容で、令和5年1月17日に地方自治法第180条第1項及び町長の専決

処分事項に関する条例第1号の規定によりまして、賠償の額を定め和解することを専決処分をいたしております。

よろしくご承認いただきますように、お願いいたします。

議長（小林裕和君） 以上で、町長の報告は終わりました。  
これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（小林裕和君） 岡本義次議員。

11番（岡本義次君） これ、起きてしまったことは仕方がないにしても、一色さんところへ、あそこは、駐車場がないでしょう。ですから、商工会の広いところがありますのでね、車をあそこへとめておって、物を、あそこへ運んでするというようなことは、今後、考えられますか。そこらへんはどうですか。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 商工観光課長。

商工観光課長（真岡伯好君） 当然、その事故の後には、そのように、課員にも注意いたしまして、安全なところへ車を駐車して、買物するという形で指導しております。

議長（小林裕和君） ほかに質疑ありませんか。  
ないようですので、これで本件に対する質疑を終結します。

---

日程第9．承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度佐用町一般会計補正予算 第6号（令和5年1月20日専決第2号））

議長（小林裕和君） 続いて、日程第9、承認第1号、専決処分の承認を求めることについて、令和4年度佐用町一般会計補正予算（第6号）、令和5年1月20日、専決第2号を議題とします。  
承認第1号について、当局の説明を求めます。庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程いただきました承認第1号、専決処分の承認を求めることにつきまして、ご説明を申し上げます。

本件は、令和4年度佐用町一般会計補正予算（第6号）でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ605万円を追加し、総額を131億8,445万8,000円といたしております。

補正内容は、全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てできる環境を整備するため、妊娠期から出産・子育てまで一貫して支援する伴走型相談支援と並行し、妊娠、出産時に5万円を給付する経済的支援を行うもので、緊急を要する事業として追加したもので



ございます。

まず、歳入から説明させていただきます。

県支出金につきましては、県補助金 504 万円の増額で、出産・子育て応援補助金を計上いたしております。

繰入金につきましては、財政調整基金を 101 万円繰入れしております。

次に、歳出についてであります。衛生費につきましては、605 万円の増額で、出産・子育て応援交付金を追加計上いたしております。

以上、ご承認をいただきますように、よろしくお願い申し上げます。説明を終わらせていただきます。

議長（小林裕和君） 当局の説明が終わりました。

なお、本案件については、本日即決とします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（小林裕和君） 岡本義次議員。

11 番（岡本義次君） ちなみに、この令和 4 年度分で、子供さんが何人お生まれになって、令和 5 年度の分は、今、妊娠された方も含めて、どんな状態ですか。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（木村昌子君） お答えいたします。

令和 4 年度の出産予定なんですけれども、4 年度末まで、5 年 3 月末までの予定人数といたしましては、本年度 47 名というふうになっております。

このたびの、令和 4 年度、4 年の 4 月にさかのぼりまして、この支給事業をさせていただいておりますけれども、今現在、妊婦さん及び出産された方に対しまして、39 名中 39 名の申請を受けております。

そして、今後の出産予定になる方、いわゆる妊婦さんなんですけれども、妊婦さんが、今現在、34 名いらっしゃいます。その中で 31 名の方の申請を受け付けておりますので、あと 3 名ほどの方が申請をされていないという状況でございます。その 3 名の方につきましては、今後、今も、早急に申請して下さいということで、お伝えさせていただきまして、3 月末までに、支払予定というふうな形で予定しております。以上でございます。

議長（小林裕和君） ほかに質疑ありませんか。

ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。

これより承認第 1 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

承認第1号を、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（小林裕和君） 挙手、全員です。よって、承認第1号は、原案のとおり承認されました。

---

日程第10. 議案第1号 町有財産の無償譲渡について（西山共同作業所）

議長（小林裕和君） 続いて、日程第10、議案第1号、町有財産の無償譲渡について、西山共同作業所を議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程いただきました、議案第1号の町有財産の無償譲渡につきまして、提案のご説明を申し上げます。

西山共同作業所につきましては、昭和47年に旧佐用町において小集落事業として建設しており、西山集落と山田集落の単位老人クラブにおいて、「山西憩いの家」として利活用していただいておりますが、単位老人クラブの解散や高齢化により利用されない状況が続き、西山・山田自治会で施設の維持管理のみ実施をされておりました。

昨年10月に両自治会から利活用の見込みもなく、経年劣化によって維持管理費用等の増大が地元負担に影響するおそれから、返還の申出があり、本町においても、これを利活用する見込みがない状況でありますので、まず、地元自治会を通じて、建物を無償譲渡及び解体処分費用の負担込で土地の購入希望者を募りました。

その結果、隣接の地権者であります、盛崎長生様から申込書の提出がございましたので、議案を上程させていただくものでございます。

譲渡物件は、鉄骨造平屋建て、床面積98.98平方メートル、所在地は佐用町佐用976番地1で、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

なお、共同作業所の建っている土地148.1平方メートルにつきましては、建物解体撤去費用等の負担や土地が周辺より低く不利である状況を勘案して、評価額を基本に土地売買契約を締結し、100万円で譲渡することといたしております。

以上、ご承認賜りますように、よろしくお願いを申し上げ、説明を終わらせていただきます。

議長（小林裕和君） 当局の説明が終わりました。

なお、本案については、本日即決とします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。  
これより議案第1号を採決します。この採決は、挙手によって行います。  
議案第1号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（小林裕和君） 挙手、全員です。よって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第11. 議案第2号 第2期佐用町地域福祉計画の策定について

議長（小林裕和君） 続いて、日程第11、議案第2号、第2期佐用町地域福祉計画の策定についてを議題とします。  
提案に対する当局の説明を求めます。庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程いただきました議案第2号、第2期佐用町地域福祉計画の策定につきまして、提案のご説明を申し上げます。

佐用町地域福祉計画は、社会福祉法第107条に規定する市町村地域福祉計画に位置づけられ、佐用町議会基本条例第8条第3号の規定により、別冊の第2期佐用町地域福祉計画（案）について、議会の議決を求めるものでございます。

この計画は、佐用町総合計画を上位計画とし、高齢者、障害者、子ども・子育て等の関連計画との整合性を図った計画とし、計画の期間は、令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5カ年を期間といたしております。

計画の策定体制については、地域福祉計画策定委員会を開催し、住民、関係団体など各層の幅広い協力と参画を踏まえて策定をいたしました。

地域福祉計画策定委員会では、町民・福祉団体の声を聞くアンケートで町民のニーズの把握に努め、講演会の開催や意見を募集して、町民の実情や考え方を反映させて、課題や基本方針を審議してまいりました。

また、既に策定しております、各関連計画を円滑に、総合的に推進し、整合性と連携を図る計画として策定いたしております。

計画期間は、5年といたしておりますが、国や県の動向、また、社会情勢の変化や関連計画との調整を考慮して、計画期間の中間となる2年後に計画の進捗を評価して、その後の事業の見直しをいたしてまいります。

地域福祉計画の概要について、ご説明をさせていただきますが、本計画は、第1章から5章で構成をされております。

第1章では、計画の策定にあたり、策定の背景、位置づけ、体制を示すとともに、地域福祉に必要な、助け合いとその連携を謳っております。

第2章では、地域特性を踏まえ、各種統計から見た現状及びアンケート結果から見た現状を分析し、佐用町の課題としてまとめております。

第3章では、計画の目指す方向とし、計画の基本理念と4つの基本方針を示し、4つの行動目標を掲げ、13の施策を設定いたしております。この計画の基本理念は、「ささえ合う 絆がはぐくむ 温かなまち」とし、町民一人一人が助け合い、支え合う絆で、人や町が温かな気持ちに包まれる社会を目指すことを促しております。

第4章では、31の個別事業を施策の展開とし、町のとりくみ、団体・事業所及び町民の役割について示しております。

第5章では、計画の推進体制を示しております。関係課や社会福祉協議会などと連携・調整を図り、地域における多種多様な課題に対して、お互いの役割を補い合って本計画を着実に推進することを示しております。

この地域福祉計画は、地域福祉計画策定委員会の協議と、町民等へ広く素案を公表し、意見募集を経て最終案として取りまとめたものでございます。

以上、ご説明申し上げましたが、ご承認を賜りますように、よろしくお願いを申し上げ、説明を終わらせていただきます。

議長（小林裕和君） 当局の説明が終わりました。

これより質疑に入りますが、ただ今、議題としてあります、議案第2号については、産業厚生常任委員会に付託を予定しておりますので、委員会付託をお含みの上、質疑をお願いします。質疑はありますか。

〔廣利君 挙手〕

議長（小林裕和君） 廣利議員。

10番（廣利一志君） ちょっと、数字のところなんですけど、5ページ、町民対象のアンケート、それから、地域福祉団体対象アンケート、それからパブリックコメント、それぞれ町民対象が1,000名、関係団体が200団体、パブリックコメントが1名ということなんですけれども、それぞれ、回収率というか、回答をいただいたのが、その1,000名中何人かと、それから、200団体中何団体と、そこがちょっと、何か漏れているような気がするんですけれども。

それと、パブリックコメントにつきましては、1件だけなんですけど、可能であれば、骨子、どういう内容であったのかと、お願いします。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 木村健康福祉課長。

健康福祉課長（木村昌子君） お答えいたします。

まずは、アンケートの回収率のところなんでございますが、ちょっと、手元に数値を持ってきておりませんので、申し訳ございませんが、このことにつきましては、また、後ほど、お答えさせていただくことにさせていただきますと思います。

パブリックコメントの…失礼いたしました。

先ほどの回収率のところなんでございますが、調査対象1,000名に対しまして、回収が453件、45.3%となっております。そのことにつきましては、40ページに表記しておりますので、ご覧いただけたらというふうに思っております。

それから、団体が、49ページとなっております…少々お待ちください。

失礼いたしました。49 ページでございます。

失礼いたしました。53 ページになろうかと思えます。

議長（小林裕和君） お諮りします。今、質疑中ですが、今、答弁にあらでするので、ここで休憩を取りたいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林裕和君） 異議なしと認めますので、ただ今から休憩取り、再開は、11 時 5 分とします。

今の答弁は、この休憩中に整理をして、答弁をしていただきますよう、お願いします。11 時 5 分まで休憩とします。

午前 10 時 47 分 休憩

午前 11 時 04 分 再開

議長（小林裕和君） 休憩を解き、会議を再開します。

先ほどの、廣利議員の質問に対する、当局の答弁を求めます。  
木村健康福祉課長。

健康福祉課長（木村昌子君） 先ほどのご質問にお答えいたします。

まず、最初にご質問のお答えの前に、ページの修正を、訂正をお願いいたします。

まずは、52 ページまでは正しくページ数を打っております。その次に、また、49 ページというふうな形で出ておりますけれども、福祉団体等対象調査のところは 53 ページとなります。続いて、54 ページ、順次、ページ数がずれていきまして、用語解説のところは 57 ページとなります。そして、最後、61 ページ、最終のページが表紙裏が 62 ページというふうな形になってまいります。

訂正の部分は、よろしいでしょうか。

それと、

〔山本君 挙手〕

議長（小林裕和君） 山本議員。

12 番（山本幹雄君） 訂正するんはいいけど、これ正式なもんやから、その訂正で終わるんじゃのうて、後で、きちっとして、出さなあかんは。これ正式なもんやで。定例会に出て来ておるんやから訂正じゃ、ちょっとまずいと思う。以上。ねっ、議長ね。

議長（小林裕和君） 今の山本議員の申出に対しては、そのとおりだと思います。

今、答弁をする、今の時には、その訂正だけをお願いするという形にさせていただいて、後で、差替えをさせたいと思えますので、ご了承いただきたいと思えます。

健康福祉課長（木村昌子君） すみません。大変申し訳ございません。何度も訂正させていただきましたが、こちらの不手際で申し訳ございませんでした。

もう 1 つ、目次のところで訂正をお願いいたします。

このたびのところで、お願いいたしますが、資料編のところなんですけれども、資料編の統計から見る現状のところ 36 ページとなっておりますけれども、これが…。

大変失礼いたしました。目次のところは訂正はございません。失礼いたしました。

後で、このことにつきましては、差替えさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、ご質問の住民調査の回収率のところなんでございますが…。

すみません、大変申し訳ございません。先ほどの目次のほうに戻っていただきまして、やはり、訂正がありました。申し訳ございません。

資料編の3番、用語解説のところは 53 ページとなっておりますけれども、これが 57 ページの間違いでございます。訂正します。お詫びいたします。失礼いたしました。

それでは、住民調査の回収率のところなんでございますが、1,000 人の方に調査票を送付させていただきまして、回収が 453 件、このことにつきましては、ページで言いますと、40 ページに書いてございます。回収率が 45.3%となっております。

続きまして、各種団体への調査なんですけれども、そのことにつきましては、先ほど、ページ訂正をさせていただきました 53 ページに書いてございます。

最初のところでは、約 200 件というふうな形で書かさせていただいておりますけれども、実際には 231 件。回収が 159 件。回収率が 68.8%となっております。よろしくお願いいたします。

そして、パブリックコメントでございましてけれども、1 人の方から 4 件の意見が寄せられております。

1 つ目のご質問があったのが、意見がございましたのが、第 4 章の施策の展開のところなんでございますけれども、そこに現状と課題が、冒頭にまとめてあるけれども、それを、どこまで、どのように目標が記載されているか。

それから、それを、いつやるのか。誰が、どのようにやるのでしょうかというご意見でございました。

そのことにつきましては、第 4 章の施策の展開のところ具体的に、現状と課題という形で書かさせていただきまして、それぞれの目標値、目標を出ささせていただいております。

それから、もう 1 点が、これも第 4 章のところなんですけれども、施策の展開のところ、継続して実施されるもの、それから、新規に施策を出したものの、その現状。継続なのか、新規なのか、分かりにくいということで、色分け、あるいは四角とかひし形とか、チェックで表示するようにしてはどうかという意見がございましたので、このたび、新規事業、それから、継続事業を区別できるような形で、第 4 章のところを表示させていただきました。

それから、町のとりくみとして、災害時の避難行動要支援者の支援体制の拡大というふうな形で、ご意見をいただいております。それが、自治体ですとか、町は自治会に依頼しているけれども、その支援者の援助というものはどうなっているかというご意見でございました。

そのことにつきましては、今現在、町といたしましても、自治会のほうにお願いして、要援護者の災害時の避難の支援の計画を立てているところでございます。

それから、もう 1 点は、最後に 4 点目なんですけれども、町の取組として、バリアフリーの推進という形で、そういったことは、どういうふうになっているか。佐用駅ですとか、久崎駅のバリアフリー化が、ぜひ実現してほしいという要望というか、意見がございました。

そのことにつきましては、町民の誰もが、安全に安心して生活ができるようなバリアフ

り化というふうな形で、今後、考えていくというふうな形で、今後も施策を取り組みますというふうな形で、ご回答のほうをさせていただき予定でございます。以上でございます。

議長（小林裕和君） ほかに質疑はありませんか。

ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

ただ今、議題としています、議案第2号については、会議規則第37条の規定により、産業厚生常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林裕和君） 異議なしと認めます。よって、議案第2号は、産業厚生常任委員会に付託することに決定しました。

当局においては、訂正箇所等、内容も再度、チェックをして、改めて、産業厚生常任委員会前に議員に配付ができるよう、よろしくお願いします。

---

#### 日程第12. 議案第3号 町有財産の無償貸付けについて（旧三河小学校）

議長（小林裕和君） 続いて、日程第12、議案第3号、町有財産の無償貸付けについて、旧三河小学校を議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） ただ今、上程をいただきました、議案第3号の旧三河小学校跡地の無償貸付けについて、ご説明を申し上げます。

旧三河小学校跡地につきましては、利活用事業者の募集を令和3年度に2回行いましたが、ともに応募がなかったことから、今年度も継続して募集を行っていたところ、1事業者から応募がございました。応募のあった事業者を対象として、12月23日に地域の代表の方々にも参加いただいて、プレゼンテーション及びヒアリング審査を実施し、旧三河小学校跡地の利活用にかかる優先交渉権者として選定いたしました。このたび、貸付にの協議が整いましたので、この議案を上程させていただきものでございます。

貸付先は、特定非営利活動法人保健福祉文化南光基金で、利活用の内容といたしましては、同法人の代表理事であります新庄文明（しんしょう ふみあき）氏による歯科診療室の運営や、三世代交流の促進のため「立ち寄りサロン」の開催、郷土の伝統芸能や復刻名画をはじめとする美術品の展示などのほか、同法人の理事兼共同事業者であります富島勝則（とみしま かつのり）氏による中国古楽器の展示・活用、音楽コンサートの開催、また、同じく理事兼共同事業者であります坂元 誠（さかもと まこと）氏による移動プラネタリウムと天体観望会の開催の拠点として活用したいとこのことでございます。

貸付け予定の物件は、鉄筋コンクリート造2階建て床面積1,795.57平方メートルの校舎、土地面積は2,101平方メートル、所在地は佐用町上三河72番地ほかで、旧三河小学校に係る土地及び建物を10年間の貸付けを前提として、ひとまず5年間無償で貸付けするものであります。地方自治法第96条第1項第6号の規定によりまして、議会の議決をお願いするものでございます。

以上、ご説明を申し上げました、ご承認を賜りますように、よろしくお願ひ申し上げます。

議長（小林裕和君） 当局の説明が終わりました。  
なお、本案については、本日即決とします。  
これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（小林裕和君） 岡本議員。

11 番（岡本義次君） これ、新庄先生が扱われるということでございますけれど、これ今の中身のままで、いわゆる、使えるんでしょうか。それとも中身を改築せんとやっていけんのんか、そこらへんは、どんな状態なんんでしょうか。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 江見企画防災課長。

企画防災課長（江見秀樹君） お答えいたします。

現状、まだ、町というか、学校当時の備品等がございますので、その備品等については、町のほうで必要なものについては、こちらのほうが片づけをしております。

NPO のほうで後で活用される時ですが、今、お聞きしてございますのは、そんなに大きな工事というようなことは考えていない。ほぼ現状で、最低限の改修をした上で、利活用をされるということで、お聞きしてございます。以上です。

〔岡本義君 挙手〕

議長（小林裕和君） 岡本義次議員。

11 番（岡本義次君） 最低限のことでやっていくということでございますけれど、

議長（小林裕和君） 岡本議員、マイクを入れてください。

11 番（岡本義次君） その後、辞められた時は、どんなんでしょう。また、原状復帰なのか、元の状態にして返すというふうになっておるんですか。そこらへんは。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 江見企画防災課長。

企画防災課長（江見秀樹君） 工事の前には、この旧三河小学校だけではございませんが、学校跡地全てですけれども、こちらに、どういった工事をするのかというようなことのお届けをいただくことにしております。

当然、安全に支障を来すような、構造上、支障を来すような工事については、お認めす



るわけにはいきませんが、こちらのほうが、特に、そういった安全上問題がないような形であれば、その現状復旧というようなことまでは、求めてございませんが、それも、当然、その内容によりますので、そこは、そんなに大きな工事されないということなので、このたびについては、おそらく、そんなことにはならないだろうと思えますけど、当然、改修の内容によるということでございます。

議長（小林裕和君） ほかに質疑はありませんか。  
ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。  
これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。  
これより議案第3号を採決します。この採決は、挙手によって行います。  
議案第3号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（小林裕和君） 挙手、全員です。よって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

---

日程第13. 議案第4号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について  
日程第14. 議案第5号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

議長（小林裕和君） 続いて、日程第13に入ります。  
日程第13と日程第14については、一括議題とします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林裕和君） ご異議なしと認めます。よって、日程第13、議案第4号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について、及び、日程第14、議案第5号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてを、一括議題とします。  
提案に対する当局の説明を求めます。庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました、議案第4号から第5号の辺地に係る公共的施設の総合整備計画につきまして、一括議題とされましたので、まとめてご説明を申し上げます。

辺地総合整備計画は、「辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律」、いわゆる「辺地法」に基づき、辺地とその他の地域間における生活文化水準の格差是正を図るため、辺地を包括する市町村が策定する計画であり、この計画に基づいて行う公共的施設の整備に対しては、辺地対策事業債の発行という財政上の措置が認められます。

辺地対策事業債は、国の予算枠には限りがあるものの、交付税措置率8割という、大変有利な地方債であり、町では、合併特例事業債の発行枠や過疎対策事業債の配分額が限られる中で、少しでも財源を確保するべく、昨年度に辺地総合整備計画を策定し、辺地債の活用を図っているところでございます。

現在、佐用町には、辺地法に基づいて認定された33の辺地があり、昨年度13の辺地において計画を策定いたしました。今年度は、新たに平福、海内・桑野、豊福・平谷・淀、大酒、河崎、船越の6つの辺地におきまして、道路橋梁修繕事業及び簡易水道施設更新事業についての計画策定を行うことに加え、既に策定した13の辺地のうち10の辺地にかかる橋梁修繕事業及び簡易水道施設更新事業におきまして、新たな事業や工事内容の追加による計画期間の延長、事業費の増減等について計画変更を行うものでございます。

具体的に申し上げますと、新規に策定する計画といたしましては、道路・橋梁修繕工事を平福、海内・桑野、豊福・平谷・淀、大酒、河崎において、水道管敷設替工事を船越辺地で計画をしております。

変更する計画といたしましては、延吉において橋梁修繕工事の事業費の減額及び事業の中止、水根・下石井において橋梁修繕工事の事業費の増減、大木谷・西河内、大垣内、宇根・皆田、福中、桜山において令和5年度水道施設・機器更新工事の追加、才金辺地、西大畠辺地において橋梁修繕工事の実施年度の延期及び事業費の増減、上秋里・西新宿において橋梁修繕工事の事業費の減額を内容とする変更を行います。

これにより、本町の辺地計画は、今年度で終了予定のものも含めて19の辺地で計画を策定しており、全体の計画年度は令和4年度から令和7年度の4年間となります。4年間の総事業費は、3億2,520万円で、うち1億7,780万円を辺地債として充当予定でございますが、先ほど申しましたとおり、辺地債も過疎債と同様に、国の予算枠に限りがございますので、申請額が満額配分されとは限りません。

計画は、町の事業計画に合わせて、来年度以降も随時更新していく予定でございまして、今後も継続的に活用を図っていきたいというふうに考えております。

なお、上程した計画案は全て辺地法に基づき、県との事前協議済みでありまして、今後、町議会の議決を経て国に正式提出する予定でございますので、ご承認をいただきますように、よろしくお願いを申し上げます。

町長（庵途典章君） 当局の説明が終わりました。

ただ今、議題にしています、議案第4号と議案第5号については、本日即決とします。

順次、質疑、討論、採決を行います。

それでは、議案第4号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてに対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（小林裕和君） 岡本義次議員。

11番（岡本義次君） この中で、辺地度の点数って104点とか出ていますね。これは、どういうふうな基準で、この点数は出て来たんですか。そこらへんを、ちょっと、説明願います。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 江見企画防災課長。

企画防災課長（江見秀樹君） お答えいたします。

まず、辺地ですけれども、その地域の中心を含む5キロ以内の面積の中に50人以上の方が住んでいるというようなことが、まず第1の条件になってございます。

もう1つの条件が、その辺地が公共的施設を整備することが緊急に必要な地域であることということで、例えば、駅、バス停、学校、医療機関、郵便局、役場、こういった施設への距離等によって、この辺地度数というものが算出をされるような基準になってございますので、これが100点以上になると、辺地として認められると、こういうような決まりになってございます。以上です。

議長（小林裕和君） ほかに質疑はありませんか。

ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第4号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第4号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（小林裕和君） 挙手、全員です。よって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第5号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてに対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第5号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第5号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（小林裕和君） 挙手、全員です。よって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

日程第 15. 議案第 6 号 損害賠償の額を定め和解することについて

議長（小林裕和君） 続いて、日程第 15、議案第 6 号、損害賠償の額を定め和解することについてを議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） ただ今、上程をいただきました議案第 6 号、損害賠償の額を定め和解することにつきまして、提案のご説明を申し上げます。

本件は、南光自然観察村において、施設整備として職員が草刈り作業を実施していたところ、相手方が所有する車両に石が飛び、左スライドドアガラスの破損及び左リアフェンダーに傷を生じさせた損害について、相手方とその賠償額を定め和解するものでございます。

事故の概要は、令和 4 年 10 月 19 日午後 1 時 40 分頃、佐用町船越 222 番地の南光自然観察村において、施設整備のために職員が草刈り作業を実施していたところ、当施設を利用するため駐車場に進入してきた相手方の車両に石が飛び跳ね、左スライドドアガラスの破損及び左リアフェンダーに傷を生じさせたものであります。

このたび町として、国家賠償法第 1 条に規定する賠償責任を認め、修理費として 87 万 5,380 円を支払う内容で、損害賠償の額を定め和解したいというふうに考えております。

ご承認をいただきますように、よろしくお願いを申し上げまして、提案の説明とさせていただきます。

町長（庵途典章君） 当局の説明が終わりました。本案については、本日即決とします。これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔児玉君 挙手〕

議長（小林裕和君） 児玉議員。

7 番（児玉雅善君） この当日、この作業、草刈り作業なんですけれども、この時、何人で従事されていたんでしょうか。

例えば、1 人だったらあれなんですけれども、2 人以上の場合だったら、近くに車とめようとした人があれば、ちょっと、ここは具合が悪いので、移動してもらおうよとかいうふうに注意を喚起することもできたかと思うんです。

そして、1 人でやってはったんか、それも複数でやってはったんか、お伺いします。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 真岡商工観光課長。

商工観光課長（真岡伯好君） 当日、草刈り作業は、この時間帯 3 人でしておったと思います。

前にも、全員協議会の時にも述べましたように、場内 3.5 ヘクタールありまして、そこを、それぞれの持ち場で、その日、お客様の使う予定のないところを確認して、車がとまっていないことを確認した上で、3 人、三者三様の場所で草刈りをしておりまして、3.5 へ

クータルの中で、なかなか全員が全員の動きを確認し合いながらというのは不可能でございまして、一応、作業員は3人でございましたけれども、こういう事故につながってしまったというところが現状でございます。

議長（小林裕和君） ほかに質疑はありますか。  
ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。  
これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。  
これより議案第6号を採決します。この採決は、挙手によって行います。  
議案第6号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（小林裕和君） 挙手、全員です。よって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第16. 議案第7号 佐用町課設置条例の一部を改正する条例について

議長（小林裕和君） 続いて、日程第16、議案第7号、佐用町課設置条例の一部を改正する条例についてを議題とします。  
提案に対する当局の説明を求めます。庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、上程をいただきました佐用町課設置条例の改正につきまして、ご説明を申し上げます。  
今回の改正は、令和5年度の行政組織の見直しに伴う事務の追加でございます。  
2月の全員協議会におきまして報告させていただきましたが、現在、企画防災課で所管しております「空家対策」を商工観光課に移管し定住対策と一体的に取り組むことにより、空家情報の把握から定住促進へと効率的な行政運営を目指すものでございますが、今までは本条例に、空家対策の記載がありませんでしたので、このたび、新たに追加させていただくものでございます。  
ご承認をいただきますように、よろしく願い申し上げます。

議長（小林裕和君） 当局の説明が終わりました。  
本案については、本日即決とします。  
これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。  
これより議案第7号を採決します。この採決は、挙手によって行います。  
議案第7号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（小林裕和君） 挙手、全員です。よって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

---

日程第17. 議案第8号 佐用町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議長（小林裕和君） 続いて、日程第17、議案第8号、佐用町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。  
提案に対する当局の説明を求めます。庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました佐用町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

今回の改正は、まず農業委員会につきましては、農業委員会が担う活動は、農地法に基づく申請の処理だけでなく、遊休地の解消や担い手など多岐にわたっております。さらに、令和4年度からは目標設定、活動記録等が厳格化され、令和5年度からは、全集落での策定が求められている「地域計画」の目標地図素案作成を農業委員会が担うこととされるなど、求められる活動量は年々増加をいたしております。

一方、西播磨管内の農業委員及び農地利用最適化推進委員の報酬を調査をいたしましたところ、佐用町の農地面積当たりの報酬額は、近隣市町と比べ低水準となっており、2番目に低い水準である上郡町でも約1.5倍の金額となっております。

本条例改正案は、近隣市町の状況や、増加する活動量に見合った水準とするため、委員報酬を1.5倍の金額に改正しようとするものでございます。

次に、C I O補佐官につきましては、2月の全員協議会におきまして、ご報告をさせていただきましたが、任用するに当たり報酬の額を規定する必要がございますので、このたび改正させていただきたいと思っております。報酬額の算定につきましては、大卒入庁30年勤続の管理職の給料及び期末勤勉手当を算定の基準とし、年収ベースとして算出した金額を算出後12カ月で除した金額を最大といたしております。任用する者の経験年数、勤務時間等を考慮して報酬額を決定するように考えております。

以上、ご承認をいただきますように、よろしくお願いを申し上げ、提案の説明を終わらせていただきます。

町長（庵途典章君） 当局の説明が終わりました。

本案については、本日即決とします。  
これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（小林裕和君） 岡本義次議員。

11 番（岡本義次君） ちょっと、お尋ねします。C I Oの方は、石川県のほうからお見えになるということでございますけれど、その方は、佐用を選ぶというのは、どうして、何か、こちらに親戚とか、何か、知った人があったとか、そこらへんは、どんな状態ですか。

〔情報政策課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 三浦情報政策課長。

情報政策課長（三浦秀忠君） お答えします。

これまで、町の委託業務の中で、広報室において、委託した先の、そういった技術者でありまして、そういった中の話で、つながりの中から、いろんな話をする中で、自分が、そういったC I O補佐官とか、国の施策であるDXについての前向きな姿勢を聞かせていただく事ができました。

そういう関係の中から、話を進めて、今回、こういった経緯に至ったわけでありまして。以上でございます。

議長（小林裕和君） ほかに質疑はありませんか。  
ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。  
これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。  
これより議案第8号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

〔賛成者 挙手〕

議長（小林裕和君） 議案第8号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（小林裕和君） 挙手、全員です。よって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

議長（小林裕和君） 続いて、日程第 18、議案第 9 号、佐用町手数料条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 9 号、佐用町手数料条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明を申し上げます。

国が法令に基づいて行っている各種証明事務にかかる手数料については、法令に根拠となる規定があるものは、消費税法上、非課税となることとされております。

このたびの本条例の改正は、町が税務資料に基づき交付している証明書類を明確にし、整理することで、その交付手数料を、令和 5 年 10 月から開始されるインボイス制度に対応させるものでございます。

また、法務局に登録された不動産や商業・法人の登記情報を税務課や支所等の窓口で申請することができる、登記情報提供サービスについて、請求のあった事項に該当がなかった場合には手数料を徴収しないこととし、町民の費用負担を軽減しようとするものでございます。

以上、ご承認をいただきますように、よろしくお願い申し上げます。提案の説明を終わらせていただきます。

議長（小林裕和君） 当局の説明が終わりました。

本案については、本日即決とします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第 9 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第 9 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（小林裕和君） 挙手、全員です。よって、議案第 9 号は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第 19. 議案第 10 号 佐用町消防団条例の一部を改正する条例について

議長（小林裕和君） 続いて日程第 19、議案第 10 号、佐用町消防団条例の一部を改正する条例についてを議題とします。



提案に対する当局の説明を求めます。庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 10 号、佐用町消防団条例の一部を改正する条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。

消防団員につきましては、近年の少子高齢化や生活様式の変化・多様化等により全国的に減少傾向にあり、令和 3 年度の消防団員数は全国で約 80 万 5,000 人で、3 年連続で 1 万人以上が減少したとのことでございます。

こうした状況を踏まえ、消防庁からは地域防災力の中核となる消防団の充実強化を図るため、特に、消防団員確保のために、報酬等の処遇改善について技術的助言が発出されたところであります。

これを受け、本町においても団員の処遇改善を行うべく、団長をはじめ団幹部との協議や庁舎内、近隣市町との協議・調整を行った結果、次のとおり年額報酬額の引き上げを行うとともに、出動報酬の創設及び増額を行うものでございます。

年額報酬につきましては、現在、団員階級の報酬を年額 1 万円といたしておりますが、全体の約 6 割を占める分団の団員階級と部長・班長の年額報酬を、近接の過疎・中山間自治体で団員数等の状況について、よく似通っている宍粟市と同額の 2 万 1,000 円に増額し、それ以外の各分団幹部及び機動分団については、その階級に応じて、基準額の年額 3 万 6,500 円以上に増額するものでございます。

次に、出動報酬についてであります。現在は、火災出動等の際には費用弁償として 1 回につき 1,000 円を支給いたしておりますが、改正後は、出動報酬を創設するとともに、2 時間までの出動報酬を 2,000 円、2 時間以上 4 時間までを 4,000 円、4 時間以上については、基準通りの 8,000 円に増額をしようとするものでございます。

また、今回の報酬関係の改正にあわせ、条例に規定している団員の定員数についても改めたいと考えております。本町における消防団員の状況についても、皆様ご承知のとおり、少子高齢化や過疎化による団員世代の人口減少に起因して、近年は毎年 30 人程度減少しており、来年度は 800 人を切る見込みであるとともに、当面、800 人を上回ることは想定できない状況でございます。

また、条例に規定する団員の定員数は、消防団員等公務災害補償等共済基金掛金の負担金算定の根拠となっており、不要な負担を削減するためにも、現在、条例上 850 人となっている定員について、800 人に改めるものでございます。

なお、先ほど申しあげた負担金算定の根拠となっていることから、今後も毎年、団員数の推移・見通し等を勘案しながら、適宜、定員数の改正を行ってまいりたいというふうと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上、説明を申し上げますが、ご承認をいただきますように、よろしくお願ひ申し上げます。

議長（小林裕和君） 当局の説明が終わりました。

本案については、本日即決とします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（小林裕和君） 岡本義次議員。

11 番（岡本義次君）           ここに提示されておる金額というのは、近隣の上郡とか太子とか、宍粟、山崎いうのか、そこらへんとは、ある程度、調整は取れておるんですか。大体、似たような金額で、この金額を提示したということでございますか。そこらへんは、どんなですか。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（小林裕和君）           江見企画防災課長。

企画防災課長（江見秀樹君）    お答えいたします。

先ほど、町長の提案説明の中でも触れましたが、宍粟市とは2万1,000円ということで、合わせてございます。

近隣の状況ですけれども、赤穂、相生、上郡につきましては、3万6,500円という形になってございます。

これなんですけれども、やはり状況が全く異なっております。

例えば、赤穂市については、団員が567人、人口に対しての加入比率というのは、1%程度でございます。

同様に、相生市ですと、人口に対して2%。たつの市も2%。宍粟市が3%。太子町1%。上郡町が3%。

この中で、佐用町は5%というように、団員数は減少していると言っても、やはり比率としては、非常に多いということでございます。

この傾向というのは、やはり過疎中山間地域の佐用町のようなところには、そういった傾向が非常に強く出ています。

県下で言いますと、3万6,500円の基準額に改正する団体が22団体。基準額に満たない団体が19団体でございます。一見数として、基準額どおりのほうが多いように見えますけれども、この基準額に満たない団体の19団体というのは、やはり私たちのほうの町と同じような人口に対する消防団員の比率が、非常に高い。要は、消防団員が多いというような団体が、そういう形になってございます。

こうすることで、結局、交付税で見ていただける団員数というのが、普通の団員が佐用町の場合、大体490名ぐらい、これは分団長とか副分団長とか除きます数ですけれども、交付税で、そのうち見ていただけるのが、130、140名程度の部分しか見ていただけないという形になってございまして、基準額どおりに、現状のまましてしまうと、町の持ち出しが非常に増えてしまうということで、今回につきましては、このような宍粟市と合わせた金額にさせていただいているという現状でございます。以上です。

議長（小林裕和君）           ほかに質疑はございますか。

〔廣利君 挙手〕

議長（小林裕和君）           廣利議員。

10 番（廣利一志君）           定数が850人で、800人に変更になるということなんですけれども、ちょっと、確認なんですけれども、報酬、それから出動手当が上がるということについては、皆さん、ご苦勞をおかけしているし、そのことについては、賛成ではあるんですけれ

ども、基本的に、それぞれの各自の口座に振込だというふうに思うんですけども、その点について、在籍が、定数が 850 人なんですけれども、総在籍は、多分、850 名に達していないと思うんですけども、100%口座振込と、報酬については、という認識でよろしいんですね。

例外的に、もし、例外的に口座振込でないという方があるのかないのか。  
そしたら、あるとすれば、どういう理由なのか。お願いします。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 江見企画防災課長。

企画防災課長（江見秀樹君） お答えいたします。

現在、現状の条例では、定数が 850 名になってございますけれども、実際は、団員数につきましては 800 名ほどでございます。

団員の報酬でございますけれども、令和 5 年度分からは、個人の口座に振込で支給をしたいということで変わっております。

これにつきましては、消防庁から強い指導がございまして、県のほうからも指導を受けてございます。

これまで、団の口座に支給をしておいた団体が、県下でも、かなりございましたが、令和 5 年度からは 1 団体か 2 団体だけが残るそうで、これまだ、昨年末ぐらいの状況ですので、それから、ちょっと、もしかしたら、変わっているかもしれませんが、それ以外の団体については、全て個人支給に変わるということでございます。

このへん、口座の調査とか、皆さん、個人の口座をお聞きしないとイケませんから、これから、そういった作業は、来年度以降、今やっけてしましますと、今年度末で退団される方にもお聞きするような形にもなってしましますので、令和 5 年度に入りましてから、そういう口座の照会をさせていただいて、個人の口座に支給をしていきたいというふうに考えております。

議長（小林裕和君） ほかに質疑はありませんか。

〔平岡君 挙手〕

議長（小林裕和君） 平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 先ほど、交付税のことで、説明が企画防災課長からありましたけれど、その交付税の算入されるいうのか、町の持ち出しが、団員の費用を上げようと思ったら、増えていくんだという、そういう実態があるということで、これは、従来からなんですけれど、なぜ、交付税が、消防の関係なんか重要なことだと思うんですけど、低く見られているのかなというのは、かねがね疑問に思っているんですけど、そういう点で、国などに、行政として意見は、都度、上げるチャンスがあったと思うんですけど、この関係について、その点。

それから、今回、上げることで、交付税の金額、それから、町の持ち出しというのは、具体的には、予算にも関わりますけれど、どんな状況なのか、お伺いします。

議長（小林裕和君） お諮りします。お昼が来ようとしていますが、このまま審議を継続

したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林裕和君） 異議なしと認めますので、このまま審議を続行します。  
はい、答弁、江見企画防災課長。

企画防災課長（江見秀樹君） お答えをいたします。

ちょっと、資料出しますので、お待ちください。

交付税というのは、どう言うんでしょうか、基準の団体みたいなもので、人口 10 万人の規模の団体を基準というような形で、まずは設定されます。

その 10 万人の地方自治体に対する消防団員数、普通交付税で見られる消防団員数は 478 名。これは、一般の団員という意味です。ということです。

ですので、佐用町は 1 万 5,500 人程度で、既に、490 名からの、この階級の団員数があるということです。当然、普通交付税では、全く足りていないということは、ご理解いただけたらと思います。

で、先ほど、おっしゃいました要望ですけれども、これにつきましては、おっしゃるとおり、今回の改定も受けまして、昨年度から、そういった要望を行っております。

例えば、西播磨市町長会から出す国要望ですとか、町村会からの要望ですとかに、そのようなことを、財政措置を、きっちり取ってほしいということ、要望に上げてございます。

ですので、このあたり、引き続き、国に対して、実際の団員数に近い交付税の算定方法としていただくように、こういった要望は継続してまいりたい。

それと、ともに佐用町の団員数、これ減少してきますので、こういったことも注視すること。

それから、県内の同じような団体の対応状況、このあたりもバランスを見ながら、報酬額等については、必要に応じて、今後も見直していきたいというふうに思っております。

それから、最後にお聞きなされたのが、今回で、例えば、基準額どおりとした場合ですけれども、現在、負担している金額と比較して、約 1,600 万円から 1,700 万円ぐらい町の持ち出し額が増えるんじゃないかという試算をしております。以上です。

議長（小林裕和君） ほかに質疑ありますか。

ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第 10 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第 10 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（小林裕和君） 挙手、全員です。よって、議案第 10 号は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。ここで昼食等のため休憩を取りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林裕和君） 異議なしと認めますので、ただ今から休憩を取り、再開は、午後1時30分とします。

午後00時01分 休憩

午前01時27分 再開

議長（小林裕和君） おそろいですので、休憩を解き、会議を再開します。

日程第20. 議案第11号 佐用町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について

日程第21. 議案第12号 佐用町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について

日程第22. 議案第13号 佐用町情報公開条例の一部を改正する条例について

議長（小林裕和君） 続いて日程第20に入ります。日程第20から日程第22については、一括議題とします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林裕和君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第20、議案第11号、佐用町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についてから、日程第22、議案第13号、佐用町情報公開条例の一部を改正する条例についての3件を一括議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。庵迺町長。

〔町長 庵迺典章君 登壇〕

町長（庵迺典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第11号から議案第13号まで一括議題とされましたので、順次提案のご説明を申し上げます。

まず、議案第11号、佐用町個人情報の保護に関する法律施行条例につきまして、ご説明申し上げます。

本条例の制定は、令和2年の「個人情報の保護に関する法律」、令和3年の「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」の一部改正を受け、民間事業者、国の行政機関、独立行政法人等個人情報法の三本の法律を統合し、地方公共団体の個人情報保護制度についても、それぞれ個別の条例等で規定する個人情報保護の定義や共通ルールが令和5年4月から一本となり、併せて国の個人情報保護委員会が一元的な制度運用や監督権限を持つこととなるため、新たに条例の制定・一部改正を行うものでございます。

新たに制定する条例は、現行条例で定める「個人情報の取り扱い」、「個人情報取扱事務の登録及び閲覧」、「個人情報の開示・訂正・利用停止」、「不服申し立て」、「審査会への諮問」、「罰則」などの規定が国の法律に準じることとなるため、「開示決定の期間」、「開示請求手数料」、「町審査会への諮問」等最小限の規定内容となります。

また、この条例の制定に伴い、現行条例を廃止するとともに、併せて「佐用町公の施設

の指定管理者の指定等に関する条例」、「佐用町債権管理条例」、「佐用町まちづくり基本条例」についても、微細変更が生じるため一部改正をいたします。

なお、関係する規則では、新条例の施行に必要な細則を定めるため、現行の「佐用町個人情報保護に関する条例施行規則」を廃止し、新たに「佐用町個人情報保護に関する法律施行規則」を設置いたします。

続きまして、議案第 12 号、佐用町情報公開・個人情報審査会条例の制定につきまして、提案のご説明を申し上げます。

本条例の制定は、先ほど申し上げましたとおり、「個人情報保護法」及び「デジタル社会形成整備法」の一部改正により、国の個人情報保護委員会の監督権限が強化される一方で、引き続き町としての役割を担うべき諮問機関が必要であることから、現行の「佐用町個人情報保護に関する条例施行規則」を廃止し、新たに「佐用町情報公開・個人情報審査会」を設置するためのものがございます。

本審査会の設置に際し、現状では個別に設置しております「情報公開審査会」、「個人情報審査会」については、両会とも個人情報に関する審査を行う類似機関であることから、このたび整理・統合を図り、共通の役割を担う機関として位置づけることといたしております。

また、併せて「佐用町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」についても、微細変更が生じるため一部改正をいたします。

続きまして、議案第 13 号、佐用町情報公開条例の一部改正につきまして、提案のご説明を申し上げます。

本条例改正につきましても、先に説明させていただいたとおり、「個人情報保護法」及び「デジタル社会形成整備法」の一部改正により、公文書の開示における不開示情報の変更や、第三者に対する意見書提出機会の付与等についての規定を設ける必要があること、また、現行条例に規定する「情報公開審査会」に関する各条項を削除する必要があるため、条例を改正させていただくものがございます。

以上、議案第 11 号から第 13 号につきまして、それぞれ、ご承認を賜りますように、よろしく、お願い申し上げます。

議長（小林裕和君） 当局の説明が終わりました。

ただ今、議題にしています、議案第 11 号から議案第 13 号については、総務常任委員会に付託を予定していますので、順次、質疑を行います。

これより質疑に入ります。

まず、議案第 11 号、佐用町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について、委員会付託をお含みの上、質疑をお願いします。質疑はありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（小林裕和君） 岡本義次議員。

11 番（岡本義次君） 第 6 条、6 条の右側に、規定する機関に、以下このおいて…他の町の機関に提供し、又は町の機関から提供を受けると、こう載ってございます。

そして、また、下の分の 19 条においても、やはり本人が、もう、私は、「ここまでです」と言っておっても、そういう個人情報で隠しておったと言うたら失礼なかも分らんけれど、「いや、あんた、こんなんありますよ」って言った時に、そこらへん、うちとしても、今ままで、こういうことを、やり取りしたことありますか。このことについて、ちょっと、

述べてみてください。

議長（小林裕和君） お答えできます。質問の内容分かります。

〔情報政策課長「質問の内容をもう一度ちょっと、すみません。申し訳ありません」と呼ぶ〕

議長（小林裕和君） 岡本義次議員、再度、的確に、当局に分かるように、質問していただけますか。

条文は分かりますけれども、その言われている、質問されている内容が、ちょっと、当局に伝わりにくい。

11 番（岡本義次君） これ、どう言うんですか、自分としては、「ここまででない」というふうないい方しておってもね、「いや、あんた、これ、いろいろありますよ」ということで、「これもあるんじゃないですか」と言われた時に、これが、ばれる言うんか、本人がそれ以上のもの持っってね。

議長（小林裕和君） ちょっと、マイク持って。

11 番（岡本義次君） （聴取不能）、適しておるかどうかも含めて、そういうことが、今まであったんかどうかも含めてね。分かりますか。私が、言わんとしておることが。

〔情報政策課長 挙手〕

議長（小林裕和君） はい、三浦情報政策課長。

情報政策課長（三浦秀忠君） お答えになるかどうか分からないんですが、一応、今回の法律につきましては、これまで、各自治体、それぞれ条例を制定しておりました。しかし、今回の法律の改正によりまして、今、町長が説明しましたように、個人情報保護法、民間事業者の適用する法律。それから、国の行政機関が適用する行政機関個人情報保護法。それから、独立行政法人等個人情報保護法の3つが1つになって、バラバラにあった自治体の条例が1つになって、国が一括管理するというものです。

それによりまして、先ほど、議員が質問された内容の、これまで、個人の思いと違う判断があるような諮問があったのかというふうに受け取らしてもらったとしたら、これまで、実際のところ、あまり、そういった審議会を開催するという、去年は1つあったんですが、あまり、そういった不服申立てに至るような審議はなされたことがないと聞いております。

答えになったかどうか、分かりませんが、そういうことで、よろしいでしょうか。

議長（小林裕和君） ほかに質疑はありますか。  
ないようですので…

〔岡本義君「ちょっと、待って、ちょっと」と呼ぶ〕

〔岡本義君 挙手〕

議長（小林裕和君） 岡本義次議員。

11 番（岡本義次君） はい、すみません。

12 号の分につきまして、第 3 条ですか、総務委員会ですか、10 人のメンバー、第 3 条の委員会の、どんな方がメンバーとして入っておりますか。

議長（小林裕和君） 今、議案第 11 号。

よく聞いて質疑してください。お願いします。

ほかに質疑ありませんか。

ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

ただ今、議題としています議案第 11 号は、会議規則第 37 条の規定により、総務常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林裕和君） 異議なしと認めます。よって、議案第 11 号は、総務常任委員会に付託することに決定しました。

続いて、議案第 12 号、佐用町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について、委員会付託をお含みの上、質疑をお願いします。質疑はありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（小林裕和君） 岡本義次議員。

11 番（岡本義次君） すんません。

この分につきまして、第 3 条の審査会は、委員 10 人以内をもって組織すると謳っておりますけれど、どういう方がメンバーとして入っておるのでしょうか。

〔情報政策課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 三浦情報政策課長。

情報政策課長（三浦秀忠君） 失礼します。

これまでの条例改正前は、個人情報保護審議会ということで、連合自治会長。それから、人権擁護委員佐用部の会長。それから、公平委員さん 3 名。それから、職員 2 名というような委員で構成しております。

引き続き、こういった方をお願いする予定にしております。以上です。

議長（小林裕和君） ほかに質疑はありますか。

ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

ただ今、議題としています議案第 12 号は、会議規則第 37 条の規定により、総務常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林裕和君） 異議なしと認めます。よって、議案第 12 号は、総務常任委員会に付



託することに決定しました。

続いて、議案第 13 号、佐用町情報公開条例の一部を改正する条例について、委員会付託をお含みの上、質疑をお願いします。質疑はありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（小林裕和君） 岡本義次議員。

11 番（岡本義次君） すんません。

第 22 条で、2 番、審査会は委員 5 人以内をもって組織すると謳っております。この分についても、どういうメンバーなんでしょうか。

〔情報政策課長 挙手〕

議長（小林裕和君） はい、三浦情報政策課長。

情報政策課長（三浦秀忠君） 先ほどと同じメンバーということで進めております。

議長（小林裕和君） ほかに質疑はありませんか。

ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

ただ今、議題としています議案第 13 号は、会議規則第 37 条の規定により、総務常任委員会に付託したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林裕和君） ご異議なしと認めます。よって、議案第 13 号は、総務常任委員会に付託することに決定しました。

---

#### 日程第 23. 議案第 14 号 佐用町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

町長（庵逄典章君） 続いて、日程第 23、議案第 14 号、佐用町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。庵逄町長。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 14 号、佐用町国民健康保険条例の一部を改正する条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。

今回の改正は、国民健康保険の出産育児一時金を 8 万円引上げ、48 万 8,000 円にするものでございます。

現在、国民健康保険の被保険者が出産した時には、出産に要する経済的負担を軽減するため、その被保険者の属する世帯の世帯主に対して、出産育児一時金として 40 万 8,000 円と、加算分として 1 万 2,000 円の合計 42 万円を支給をいたしております。

この出産育児一時金として支給している 40 万 8,000 円を 8 万円引上げ 48 万 8,000 円と

し、合計 50 万円を支給することとするものでございます。

これは、令和 5 年 4 月 1 日に施行される法律及び政令が一部改正されることに伴う改正でございます。

以上、ご承認を賜りますように、よろしくお願いを申し上げます。

議長（小林裕和君） 当局の説明が終わりました。

本案については、本日即決とします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第 14 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第 14 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（小林裕和君） 挙手、全員です。よって、議案第 14 号は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第 24. 議案第 15 号 佐用町営住宅条例の一部を改正する条例について

議長（小林裕和君） 続いて日程第 24、議案第 15 号、佐用町営住宅条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 15 号、佐用町営住宅条例の一部を改正する条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。

今回の改正は、米田改良住宅 5 棟 10 戸のうち、1 棟 2 戸の除却に伴う管理戸数の減少により、別表中の管理戸数を改正するものでございます。

今回の改正により、米田改良住宅は、4 棟 8 戸を引き続き管理・運営してまいります。

以上、ご承認をいただきますように、よろしくお願いを申し上げ、提案の説明を終わります。

議長（小林裕和君） 当局の説明が終わりました。

本案については、本日即決とします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。  
これより討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。  
これより議案第 15 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。  
議案第 15 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（小林裕和君） 挙手、全員です。よって、議案第 15 号は、原案のとおり可決されました。

---

日程第 25. 議案第 16 号 佐用町附属機関設置条例の一部を改正する条例について

議長（小林裕和君） 続いて、日程第 25、議案第 16 号、佐用町附属機関設置条例の一部を改正する条例についてを議題とします。  
提案に対する当局の説明を求めます。庵途町長。

[町長 庵途典章君 登壇]

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 16 号、佐用町附属機関設置条例の一部を改正する条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。  
今回の改正は、当条例別表中、町営住宅入居者選考委員の任期を 1 年から 2 年に延期するもので、最近の町営住宅の申込者数の減少に伴い、町営住宅入居者選考委員会の開催は著しく減少し、委員の皆様への負担も以前と比べ軽減されている状況等を鑑み、現選考委員の皆様にもお諮りをして、改正をするものでございます。  
ご承認を賜りますように、よろしくお願いを申し上げます。

議長（小林裕和君） 当局の説明が終わりました。  
本案については、本日即決とします。  
これより質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。  
これより討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。  
これより議案第 16 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。  
議案第 16 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（小林裕和君） 挙手、全員です。よって、議案第 16 号は、原案のとおり可決されました。

---

日程第 26. 議案第 17 号 佐用町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

議長（小林裕和君） 続いて、日程第 26、議案第 17 号、佐用町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。  
提案に対する当局の説明を求めます。庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 17 号、佐用町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。

今回の条例改正は、出生祝金支給事業の令和 5 年度からの統合・廃止に伴う事項の抹消とともに、令和 5 年度からの新規事業「妊活応援金給付事業」の実施に伴う事項の追加でございます。

ご承認いただきますように、よろしくお願いを申し上げます。

議長（小林裕和君） 当局の説明が終わりました。  
本案については、本日即決とします。  
これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。  
これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。  
これより議案第 17 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。  
議案第 17 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（小林裕和君） 挙手、全員です。よって、議案第 17 号は、原案のとおり可決されました。

---

日程第 27. 議案第 18 号 こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

議長（小林裕和君） 続いて、日程第 27、議案第 18 号、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。庵途町長。

[町長 庵途典章君 登壇]

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 18 号、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定につきまして、提案のご説明を申し上げます。

こども家庭庁設置法が令和 5 年 4 月に施行されることに伴い、児童福祉法やその他関係法律、また、内閣府設置法やその他行政組織に関して、法律による整備が行われました。

関連する法律の内容は、学校教育法第 25 条に第 2 項及び第 3 項を追加、子ども・子育て支援法第 19 条第 2 項が削られるため、第 19 条第 1 項は第 19 条となり、第 72 条から第 76 条が削られるため、第 77 条から第 87 条までが 5 条ずつ繰り上がります。

また、現在は厚生労働省等の所管となっている事項が、内閣府等に移管されるため、条文に厚生労働大臣と規定されている箇所は内閣総理大臣となり、町においても、これら法律に関係する条例を整理するための条例を制定するものでございます。

以上、ご説明申し上げましたが、ご承認を賜りますように、よろしくお願いを申し上げます。

議長（小林裕和君） 当局の説明が終わりました。

本案については、本日即決とします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第 18 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第 18 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（小林裕和君） 挙手、全員です。よって、議案第 18 号は、原案のとおり可決されました。

- 
- 日程第 28. 議案第 19 号 令和 4 年度佐用町一般会計補正予算案（第 7 号）について  
日程第 29. 議案第 20 号 令和 4 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第 3 号）について  
日程第 30. 議案第 21 号 令和 4 年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算案（第 3 号）について  
日程第 31. 議案第 22 号 令和 4 年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第 4 号）について  
日程第 32. 議案第 23 号 令和 4 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案（第 5 号）について  
日程第 33. 議案第 24 号 令和 4 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案（第 5 号）について  
日程第 34. 議案第 25 号 令和 4 年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算案（第 3 号）について  
日程第 35. 議案第 26 号 令和 4 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案（第 4 号）について  
日程第 36. 議案第 27 号 令和 4 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算案（第 3 号）について  
日程第 37. 議案第 28 号 令和 4 年度佐用町石井財産区特別会計補正予算案（第 1 号）について  
日程第 38. 議案第 29 号 令和 4 年度佐用町水道事業会計補正予算案（第 5 号）について

議長（小林裕和君） 続いて日程第 28 に入ります。  
日程第 28 から日程第 38 までを、一括議題とします。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（小林裕和君） ご異議なしと認めます。  
よって、日程第 28、議案第 19 号、令和 4 年度佐用町一般会計補正予算案（第 7 号）についてから、日程第 38、議案第 29 号、令和 4 年度佐用町水道事業会計補正予算案（第 5 号）についてまでを、一括議題とします。  
提案に対する当局の説明を求めます。庵途町長。

[町長 庵途典章君 登壇]

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 19 号から議案第 29 号につきまして一括議題とされましたので、順次提案のご説明を申し上げます。  
まず、議案第 19 号、佐用町一般会計補正予算案（第 7 号）から説明をさせていただきます。  
今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1 億 5,821 万 9,000 円を減額し、総額をそれぞれ 130 億 2,623 万 9,000 円に改めるものでございます。  
まず、歳入から説明をさせていただきます。  
町税につきましては、1,864 万 3,000 円の増額でございます。うち、町民税は 1,637 万

6,000 円の増額、町たばこ税は 226 万 7,000 円の増額で、それぞれ収入見込みによるものでございます。

地方特例交付金につきましては、307 万 2,000 円の増額でございます。

地方交付税につきましては、9,009 万 1,000 円の増額で、国の経済対策に基づき、普通交付税が増額されたものでございます。

分担金及び負担金につきましては、296 万 7,000 円の減額。うち、分担金は 102 万 5,000 円の減額、負担金は 194 万 2,000 円の減額でございます。

使用料及び手数料につきましては、使用料 228 万 2,000 円の増額で、南光自然観察村の利用者の増により、キャンプ場使用料を増額いたしております。

国庫支出金につきましては、5,942 万 1,000 円の減額。うち、国庫負担金は 1,376 万 1,000 円の減額、国庫補助金は 4,566 万円の減額でございます。

県支出金につきましては、7,502 万 1,000 円の減額。うち、県負担金は 347 万 2,000 円の減額、県補助金は 3,454 万 5,000 円の減額、委託金は 3,700 万 4,000 円の減額でございます。

財産収入につきましては、388 万 3,000 円の増額。うち、財産運用収入は 381 万 5,000 円の増額、財産売払収入は 6 万 8,000 円の増額でございます。

寄附金につきましては、68 万 6,000 円の増額でございます。

繰入金につきましては、1,311 万円の減額でございます。うち、特別会計繰入金は 211 万円の減額。基金繰入金は、1,100 万円の減額でございます。

諸収入につきましては、雑入 2,474 万 3,000 円の増額であります。

町債につきましては、1 億 5,110 万円の減額で、各事業の精査によるものでございます。

次に、歳出について説明させていただきます。

議会費につきましては、104 万 3,000 円の減額であります。

総務費につきましては、6,917 万 3,000 円の減額。うち、総務管理費は 6,370 万 7,000 円の減額で、地方創生臨時交付金事業の精査によるものが、主なものでございます。徴税費は 571 万 4,000 円の減額、戸籍住民登録費は 252 万 3 千円の増額、選挙費は 210 万 9 千円の減額、統計調査費は 16 万 6,000 円の減額でございます。

民生費につきましては、4,220 万 8,000 円の減額。うち、社会福祉費は 4,610 万 8,000 円の減額、児童福祉費は 390 万円の増額でございます。

衛生費につきましては、7,631 万 9,000 円の減額でございます。うち、保健衛生費は 5,959 万 1,000 円、清掃費は 1,672 万 8,000 円の減額で、ともに事業の精査によるものでございます。

農林水産業費につきましては、6,626 万 8,000 円の減額。うち、農業費は 4,470 万 4,000 円、林業費は 2,156 万 4,000 円の減額でございます。

商工費につきましては、3,301 万 7,000 円の減額でございます。

土木費につきましては、1 億 3,123 万 2,000 円の減額でございます。うち、土木管理費は 4,839 万 1,000 円の減額で、道路橋梁費は 1,950 万 1,000 円の減額で、道路維持や新設改良事業など、実績見込みにより減額をいたしております。河川費は 800 万円、下水道費は 5,003 万 1,000 円の減額、住宅費は 530 万 9,000 円の減額でございます。

消防費につきましては、2,335 万円の減額。

教育費につきましては、9,733 万 7,000 円の減額でございます。うち、教育総務費は 921 万 3,000 円、小学校費は 3,722 万 2,000 円、中学校費は 1,238 万 4,000 円、社会教育費は 342 万 2,000 円をそれぞれ減額いたしております。保健体育費は 3,509 万 6,000 円の減額で、南光スポーツ公園の照明 LED 化事業の精査によるものでございます。

公債費につきましては、3 億 7,812 万円の増額。繰上償還の財源として、元金を増額い

たしております。

諸支出金につきましては、360万8,000円の増額でございます。うち、公営企業費は34万8,000円の増額。基金費は326万円の増額でございます。

次に、繰越明許費の追加でございますが、第2表、繰越明許費補正により、説明をさせていただきます。

上月支所庁舎大規模改造事業1,396万3,000円、生産コスト低減緊急対策事業3,684万3,000円、農産物直売所整備事業1,380万円、農村地域防災減災事業300万円、橋梁長寿命化事業1,300万円、西はりま消防組合消防車両等整備事業240万1,000円、感染症流行下における学校教育活動体制整備事業（小学校分）で228万円、感染症流行下における学校教育活動体制整備事業（中学校分）で168万円、それぞれの事業につきましては、地方自治法第213条に規定する繰越明許費の限度額を設定するものでございます。

最後に、地方債の変更につきましては、第3表の地方債補正によりまして、ご説明をさせていただきます。

地方債の変更は、過疎地域持続的発展事業におきまして、追加認定により、限度額を1億7,380万円に改めます。

農産物処理加工施設整備事業は、事業量の増加によって、限度額を2,010万円に改めております。

以上、一般会計補正予算案の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第20号、令和4年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第3号）につきまして、提案のご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ3,004万5,000円を増額し、総額を21億5,883万2,000円に改めるものでございます。

それでは、歳入から説明させていただきます。

県支出金につきましては、県補助金3,000万円の増額で、普通交付金の実績見込みによる増額でございます。

財産収入につきましては、財産運用収入4万5,000円の増額で、財政調整基金預金利子の増額であります。

繰入金につきましては、他会計繰入金75万円を増額し、基金繰入金75万円を減額いたしております。

次に、歳出についてであります。保険給付費につきましては、療養諸費3,000万円の増額でございます。

基金積立金は、4万5,000円の増額で、財政調整基金積立金の増額となっております。

以上で、国民健康保険特別会計補正予算案の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第21号、令和4年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算案（第3号）について、提案のご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ506万7,000円を減額し、総額をそれぞれ3億1,720万5,000円に改めるものでございます。

それでは、歳入から説明をいたします。

県広域連合支出金につきましては、県広域連合補助金139万9,000円の増額でございます。

繰入金につきましては、他会計繰入金653万1,000円の減額でございます。

諸収入につきましては、償還金及び還付加算金6万5,000円の増額でございます。

次に、歳出でございますが、保健事業費につきましては、44万4,000円の減額でございます。

後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、468万8,000円の減額で、保険基盤安



定制度負担金及び広域連合共通経費分賦金でございます。

諸支出金につきましては、6万5,000円の増額で保険料還付金でございます。

以上で、後期高齢者医療特別会計補正予算案の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第22号、令和4年度佐用町介護保険特別会計補正予算案(第4号)について、提案のご説明を申し上げます。

今回の補正は、事業勘定につきましては、歳入歳出予算の総額から、それぞれ5,131万6,000円を減額し、歳入歳出の総額をそれぞれ28億6,788万6,000円に改めるものでございます。

まず、歳入から説明をさせていただきますが、国庫支出金につきましては、529万5,000円の増額でございます。うち、国庫負担金は857万4,000円の減額で、介護給付費負担分の概算交付額の実績見込みでございます。国庫補助金は1,386万9,000円の増額で、主に調整交付金の実績見込みでございます。

支払基金交付金につきましては、1,243万7,000円の減額。

県支出金につきましては、681万7,000円の減額でございます。うち、県負担金は596万9,000円の減額。県補助金は84万8,000円の減額で、いずれも介護給付の実績見込みに基づくものでございます。

財産収入につきましては、財産運用収入5万1,000円の増額。

繰入金につきましては、3,703万4,000円の減額。うち、一般会計繰入金は781万円の減額、基金繰入金は2,922万4,000円の減額となっております。

諸収入につきましては、雑入37万4,000円の減額であります。

次に、歳出であります。総務費につきましては、140万2,000円の減額でございます。うち、介護認定審査会費は125万6,000円の減額で、調査委託料など、実績見込みに基づく減額でございます。運営協議会費は14万6,000円の減額で、委員報酬の実績見込みに基づく減額であります。

保険給付費につきましては、4,474万5,000円の減額でございます。うち、介護サービス等諸費は3,320万円の減額。介護予防サービス等諸費は285万円の減額。その他諸費5,000円の増額。特定入所者介護サービス等費870万円の減額で、給付額の実績見込みに基づくものでございます。

地域支援事業費につきましては、523万7,000円の減額でございます。うち、介護予防・生活支援サービス事業費は30万円の減額。一般介護予防事業費は139万1,000円の減額。包括的支援事業費は、44万7,000円の減額。任意事業費は309万9,000円の減額で、地域支援事業費の実績見込みに基づくものでございます。

基金積立金につきましては、5万1,000円の増額でございます。

諸支出金につきましては、償還金及び還付加算金1万7,000円の増額となっております。

以上で、介護保険特別会計補正予算案の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第23号、佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案(第5号)について、ご説明をいたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から、それぞれ7,183万6,000円を減額し、総額を7億3,687万7,000円に改めるものでございます。

まず、歳入から説明をさせていただきます。

財産収入につきましては、財産運用収入2万3,000円の増額であります。

繰入金につきましては、一般会計繰入金5,555万7,000円の減額でございます。

諸収入につきましては、雑入629万8,000円の増額で、消費税還付金等の精算見込みによるものでございます。

町債につきましては、2,260万円の減額で、簡易水道事業債の対象事業の精算見込みに

よるものでございます。

次に、歳出でございますが、簡易水道事業費につきましては、7,183万6,000円を減額いたしております。うち、管理費は3,547万7,000円の減額で、主に消費税の納付額の確定、水道施設の管理委託料、水道設備等整備工事及び原材料費の精算見込みによるものでございます。建設改良費は3,635万9,000円の減額で、委託料及び工事請負費の精算見込みによるものでございます。

以上、簡易水道事業特別会計補正予算案の提案の説明といたします。

次に、議案第24号、佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案（第5号）について、説明させていただきます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から、それぞれ2,799万8,000円を減額し、総額を14億3,215万円に改めるものでございます。

まず、歳入から説明をいたします。

繰入金につきましては、一般会計繰入金5,003万1,000円の減額でございます。

諸収入につきましては、雑入2,303万3,000円の増額で、公共下水道消費税還付金等の精算見込みによるものでございます。

町債につきましては、公共下水道事業債100万円の減額で、本年度対象事業の精算見込みによるものでございます。

次に、歳出でございますが、公共下水道事業費につきましては、2,799万8,000円の減額をいたしております。うち、管理費は2,669万8,000円の減額で、主に消費税の納付額の確定、下水道施設の管理委託料の精算見込みによるものでございます。事業費は130万円の減額で、委託料の精算見込みによるものでございます。

次に、繰越明許費補正でございますが、第2表の繰越明許費補正によって、説明をさせていただきます。

特定環境保全公共下水道事業4億3,800万円で、地方自治法第213条に規定する繰越明許費に設定するものでございます。事業内容は、佐用浄化センターほか4施設の詳細設計委託、並びに佐用浄化センターの前処理施設建設工事ほか3件でございます。

以上で、特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案の説明とさせていただきます。

次に、議案第25号、佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算案（第3号）についての説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ259万8,000円を減額し、総額を4億2,811万4,000円に改めるものでございます。

まず、歳入から説明をいたします。

繰入金につきましては、一般会計繰入金258万6,000円の減額でございます。

諸収入につきましては、雑入1万2,000円の減額で、事務手数料の減額によるものであります。

次に、歳出でございますが、生活排水処理事業費につきましては、浄化槽管理費259万8,000円の減額で、管理委託料等の精算見込みによるものでございます。

以上で、生活排水処理事業特別会計補正予算案の提案の説明といたします。

次に、議案第26号、令和4年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案（第4号）につきまして、ご説明をさせていただきます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から、それぞれ207万2,000円を減額し、総額を1億682万3,000円に改めるものでございます。

まず、歳入から説明をいたします。

使用料及び手数料につきましては、使用料200万円の減額で、新型コロナウイルス感染症によるグループロッジの利用者減によるものでございます。

財産収入につきましては、財産運用収入 1 万円の増額で、整備基金預金利子の増額でございます。

繰入金につきましては、一般会計繰入金を 398 万 4,000 円減額いたしております。

諸収入につきましては、雑入 390 万 2,000 円の増額で、天文台公園運営委託金の増額が主なものでございます。

次に、歳出でございますが、教育費につきましては、社会教育費 208 万 2,000 円の減額で、新型コロナウイルス感染症による利用者減による、光熱水費の減額、寝具等レンタル料の減額が主なものでございます。

諸支出金につきましては、基金費 1 万円の増額であります。

以上、西はりま天文台公園特別会計補正予算案の提案の説明といたします。

次に、議案第 27 号、令和 4 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算案(第 3 号)について、提案のご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から、それぞれ 276 万円を減額し、総額を 1 億 1,221 万円に改めるものでございます。

まず、歳入からご説明させていただきますが、笹ヶ丘荘事業収入につきましては、事業収入 800 万円の減額で、新型コロナウイルス感染症の影響により、宴会や法事など著しい利用者の減少によるものでございます。

繰入金につきましては、一般会計繰入金 524 万円の増額で、事業収入の減少に伴うものであります。

次に、歳出についてであります。笹ヶ丘荘費につきましては、笹ヶ丘荘管理運営費 276 万円の減額であります。新型コロナウイルス感染症の影響により、宴会等の利用者数の減少による、会計年度任用職員報酬や賄材料費の減額が主なものでございます。一方学校の休み期間中のサッカー等の合宿につきましては、一部キャンセルが出たものの、かなり回復してきております。春休みにおいても合宿の予約が多く入っており、大人数に対応するため、シルバーに委託してきた清掃等委託料 80 万円を減額し、アルバイト謝金として 80 万円を増額いたしております。

今回の補正は、2 月、3 月分については、見込額での試算であるため、今後、さらに増減が生じる場合もございますので、ご理解のほど、よろしくご説明申し上げます。

以上で、笹ヶ丘荘特別会計補正予算案の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第 28 号、令和 4 年度佐用町石井財産区特別会計補正予算案(第 1 号)について、提案のご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ 296 万円を追加し、総額を 744 万円に改めるものであります。

その内容につきましては、歳入歳出予算補正によって説明させていただきますが、まず、歳入から説明をいたします。

繰越金につきましては、前年度繰越金を 220 万 2,000 円増額しております。

諸収入につきましては、雑入 75 万 8,000 円の増額で、ひょうご農林機構との分収造林の間伐事業による交付金でございます。

次に、歳出でございますが、予備費につきましては、296 万円を増額いたしております。

以上、石井財産区特別会計補正予算案の提案の説明といたします。

次に、議案第 29 号、佐用町水道事業会計補正予算案(第 5 号)について、ご説明をさせていただきます。

予算書 1 ページをご覧ください。

第 2 条の収益的収入及び支出において、収入の第 1 款、水道事業収益の第 2 項、営業外

収益は 16 万 4,000 円の増額で、水道事業収益の総額を 1 億 9,009 万 8,000 円に改めるものでございます。

支出の第 1 款、水道事業費用の第 1 項、営業費用を 381 万円の増額、第 2 項、営業外費用を 93 万 7,000 円増額し、水道事業費用の総額を 2 億 5,002 万 2,000 円に改めるものでございます。

次に、第 3 条の資本的収入及び支出において、収入の第 1 款、資本的収入の第 1 項、企業債を 1,340 万円の減額。第 3 項、他会計負担金を 210 万円の減額。第 5 項、他会計補助金を 18 万 4,000 円増額し、資本的収入の総額を 2 億 3,995 万 2,000 円に改めるものでございます。

支出の第 1 款、資本的支出の第 1 項、建設改良費を 1,799 万円減額し、資本的支出の総額を 2 億 8,645 万 3,000 円に改めるものでございます。

最後に、第 5 条の他会計からの補助金については、各項目につきまして実績見込みにより補正いたしております。

以上、水道事業会計補正予算案の提案説明とさせていただきます。

以上で、議案第 19 号から議案第 29 号までの各会計の補正予算につきまして、説明させていただきましたが、それぞれ、十分ご審議いただきまして、ご承認賜りますように、よろしくお願いを申し上げ、説明を終わらせていただきます。

議長（小林裕和君） 当局の説明が終わりました。

ただ今、議題としております、議案第 19 号から議案第 29 号までについては、3 月 20 日の本会議で質疑、討論、採決を予定しておりますので、ここで議事を打ち切りたいと思いません。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林裕和君） 異議なしと認めます。よって、そのように決めます。

お諮りします。この後、日程で、令和 5 年度の当初予算の日程を上げますが、当局の説明が長くなると思しますので、ここで休憩を取りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林裕和君） 異議なしと認めますので、ただ今から休憩を取り、再開は、2 時 40 分といたします。

午後 0 2 時 2 3 分 休憩

午後 0 2 時 3 9 分 再開

議長（小林裕和君） おそろいですので、休憩を解き、会議を再開します。

日程第 39. 議案第 30 号 令和 5 年度佐用町一般会計予算案について

日程第 40. 議案第 31 号 令和 5 年度佐用町メガソーラー事業収入特別会計予算案について

日程第 41. 議案第 32 号 令和 5 年度佐用町国民健康保険特別会計予算案について

日程第 42. 議案第 33 号 令和 5 年度佐用町後期高齢者医療特別会計予算案について

日程第 43. 議案第 34 号 令和 5 年度佐用町介護保険特別会計予算案について

- 日程第 44. 議案第 35 号 令和 5 年度佐用町簡易水道事業特別会計予算案について  
日程第 45. 議案第 36 号 令和 5 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算案について  
日程第 46. 議案第 37 号 令和 5 年度佐用町生活排水処理事業特別会計予算案について  
日程第 47. 議案第 38 号 令和 5 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計予算案について  
日程第 48. 議案第 39 号 令和 5 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計予算案について  
日程第 49. 議案第 40 号 令和 5 年度佐用町石井財産区特別会計予算案について  
日程第 50. 議案第 41 号 令和 5 年度佐用町水道事業会計予算案について

議長（小林裕和君） 続いて、日程第 39 に入ります。

日程第 39 から日程第 50 までを、一括議題とします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林裕和君） 異議なしと認めます。

よって、日程第 39、議案第 30 号、令和 5 年度佐用町一般会計予算案についてから、日程第 50、議案第 41 号、令和 5 年度佐用町水道事業会計予算案についてまでを一括議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 30 号から議案第 41 号、令和 5 年度佐用町一般会計並びに各特別会計予算案の提案をさせていただきます。

非常に、また、長い提案説明となりますけれども、休憩をいただきましたので、私のほうは、元気にやらさせていただきますけれども、皆さんも、ご苦労さんですけど、おつき合い願いたいと思います。

まず、議案第 30 号、令和 5 年度佐用町一般会計予算案の提案をご説明申し上げます。

予算第 1 条のとおり、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ 126 億 3,808 万 4,000 円、対前年度比 7 億 1,315 万 3,000 円の増額でございます。

まず、歳入から説明をいたします。

町税につきましては、町民税をはじめとする 5 つの項の合計で 20 億 2,718 万 8,000 円を計上いたしております。

次に、地方譲与税及び各種交付金でございますが、交付実績及び、総務省から示された令和 5 年度地方財政対策に基づき数値を計上いたしております。

地方譲与税につきましては、地方揮発油譲与税をはじめとする 3 つの項の合計で 1 億 8,125 万 4,000 円を計上いたしております。

利子割交付金は、97 万 1,000 円。

配当割交付金は、1,514 万 8,000 円。

株式譲渡所得割交付金は、1,803 万 5,000 円。

法人事業税交付金は、3,390 万 5,000 円でございます。

地方消費税交付金は、4 億 4,397 万 6,000 円でございます。うち、社会保障財源化分は 2 億 4,216 万 8,000 円で、税率引き上げ分でございます。

ゴルフ場利用税交付金は、4,970 万 1,000 円であります。

環境性能割交付金は、1,424 万 2,000 円でございます。

地方特例交付金は、800万1,000円を計上いたしております。

地方交付税につきましては、58億7,502万5,000円で、うち、普通交付税53億7,502万5,000円、特別交付税5億円を計上いたしております。

交通安全対策特別交付金は、320万円でございます。

分担金及び負担金につきましては、分担金・負担金の合計で4,400万7,000円を計上いたしております。

使用料及び手数料につきましては、使用料・手数料の合計で2億4,278万4,000円を計上しております。

国庫支出金につきましては、国庫負担金をはじめとする3つの項の合計で6億5,483万8,000円を計上しております。

県支出金につきましては、県負担金をはじめとする3つの項の合計で9億7,096万2,000円を計上しております。

財産収入につきましては、財産運用収入・財産売払収入の合計で7,599万3,000円でございます。

寄附金につきましては、3,500万2,000円を計上いたしております。

繰入金につきましては、特別会計繰入金及び基金繰入金の合計で2億569万9,000円を計上。

繰越金につきましては、1,000円の計上でございます。

諸収入につきましては、延滞金加算金及び過料をはじめとする5つの項の合計で2億1,384万7,000円を計上しております。

町債につきましては、15億2,430万5,000円を計上しております。

次に、歳出。予算を説明させていただきます。

まず、議会費につきましては、1億1,514万1,000円を計上しております。

総務費につきましては、18億4,290万円を計上しております。うち、総務管理費は16億1,900万4,000円、主なものといたしましては、上月支所大規模改造事業にかかる工事請負金4億5,463万円を計上。また、JR姫新線、智頭線、コミュニティバスに関連した事業を1つの目に集約し、新たに、地域公共交通利用促進費に計上しております。徴税費は1億3,595万4,000円。戸籍住民登録費は6,674万5,000円。選挙費は1,338万5,000円。統計調査費は686万6,000円。監査委員費は94万6,000円でございます。

次に、民生費につきましては、31億7,599万1,000円を計上しております。うち、社会福祉費は22億5,142万9,000円、主なものといたしまして、町社会福祉協議会助成金5,000万円、国民健康保険特別会計繰出金1億7,352万7,000円、介護保険特別会計繰出金4億7,352万1,000円、障害福祉サービス費5億2,094万4,000円などを計上いたしております。次に、児童福祉費は9億1,841万3,000円、主なものといたしまして、保育園の運営に5億4,603万3,000円、子育て支援センターの運営に2,309万6,000円などがございます。国民年金事務取扱費は604万9,000円。災害救助費は10万円の計上となっております。

次に、衛生費につきましては、12億1,928万8,000円を計上。うち、保健衛生費は7億5,224万1,000円、主なものといたしましては、救急医療等確保対策助成金750万円、郡病院群輪番制運営事業補助金2,463万円、簡易水道事業特別会計繰出金1億6,767万9,000円、生活排水処理事業特別会計繰出金3億3,561万9,000円などがございます。清掃費は4億6,704万7,000円で、主なものといたしましては、にしはりま環境事務組合負担金2億3,351万6,000円などを計上いたしております。

次に、農林水産業費につきましては、15億4,788万6,000円を計上しております。うち、農業費は12億5,713万円、主なものといたしましては、農業の担い手確保補助金3,830万

円、地籍調査にかかる測量調査設計委託料 1 億 8,592 万 4,000 円、直売所改修事業にかかる工事請負金 3 億 5,000 万円などがございます。農地の保全については、町単独土地改良事業補助金 2,800 万円。また、多面的機能支払事業負担金 9,550 万円などがございます。林業費は 2 億 9,075 万 6,000 円、主なものといたしましては、山林の町有林化促進事業にかかる土地購入費 1 億円、町単独造林事業補助金 3,400 万円、また、有害鳥獣駆除対策についても継続して取り組んでまいります。

次に、商工費につきましては、2 億 4,414 万 2,000 円を計上しております。主なものといたしまして、町商工会助成金 2,545 万円、笹ヶ丘荘特別会計繰出金 4,294 万 3,000 円などがございます。

次に、土木費につきましては、13 億 5,039 万 5,000 円を計上しております。うち、土木管理費は 1 億 3,454 万 4,000 円、主なものといたしまして、急傾斜地崩壊対策事業負担金 7,100 万円を計上しております。道路橋梁費は 5 億 4,754 万 3,000 円で、道路維持に 2 億 6,107 万 4,000 円、道路新設改良に 4,663 万円などを計上しております。河川費は 3,961 万 2,000 円。都市計画費は 1,873 万 2,000 円。下水道費は 5 億 3,888 万 3,000 円。住宅費は 7,108 万 1,000 円でございます。

次に、消防費につきましては、5 億 6,138 万 3,000 円を計上しております。主なものといたしましては、西はりま消防組合負担金 4 億 1,204 万 7,000 円。非常備消防では、消防団の車両 1 台の車両購入費 2,300 万円を計上しております。

次に、教育費につきましては、10 億 4,038 万 5,000 円を計上しております。うち、教育総務費は 2 億 107 万円。小学校費は 1 億 6,689 万 1,000 円。中学校費は 1 億 2,145 万 2,000 円。社会教育費は 2 億 6,870 万円。保健体育費は 2 億 8,227 万 2,000 円を計上しております。

公債費につきましては、13 億 9,617 万 8,000 円を計上しております。元金償還金は 13 億 5,795 万 6,000 円、利子償還金 3,319 万 2,000 円でございます。

諸支出金につきましては、1 億 3,439 万 5,000 円を計上。うち、公営企業費は 6,750 万円。基金費は 6,689 万 5,000 円。一般会計の各種基金積立金でございます。

歳出の最後であります。予備費につきましては、1,000 万円、毎年同額の計上といたしております。

続きまして、予算第 2 条、債務負担行為につきまして、第 2 表の債務負担行為により、説明をさせていただきますが、6 ページでございます。

中小企業者支援事業資金融資利子補給につきましては、令和 6 年度から令和 8 年度まで 300 万円。

上月文化会館等解体撤去及び周辺整備事業につきましては、令和 6 年度に 336 万 6,000 円。

南光文化センター改修事業につきましては、令和 6 年度に 400 万 2,000 円。

利神城跡整備基本計画策定事業につきましては、令和 6 年度から令和 7 年度までで 1,058 万円。

それぞれ、地方自治法第 214 条の規定に基づいて、期間、限度額を定めるものでございます。

次に、予算第 3 条、地方債につきまして、第 3 表、地方債のとおりでございます。各事業の財源として、総額で 15 億 2,430 万 5,000 円を計上し、起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法を定めております。

続きまして、議案の第 4 条、一時借入金につきまして、ご説明をさせていただきますが、地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定に基づきまして、当該年度中の一時借入金の借入の最高額を 30 億円と定めるものでございます。

最後に、議案の第5条、歳出予算の流用につきまして説明させていただきます。

地方自治法第220条第2項の規定に基づきまして、歳出予算の流用の禁止の例外を設けるもので、一般会計における各項の間の流用を認める経費について、予算第5条第1項第1号に規定する人件費と定めております。

以上で、令和5年度の一般会計予算案の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第31号、令和5年度佐用町メガソーラー事業収入特別会計予算案についてを、ご説明させていただきます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7,684万1,000円と定めるものであります。まず、歳入から説明をさせていただきますが、財産収入につきましては、財産運用収入3,648万2,000円で、町有地であります申山発電所及び秀谷発電所の用地を佐用・IDEC有限責任事業組合へ貸付けておりますので、その用地賃貸料の合計が1,148万2,000円、また、組合への出資に対する配当金として2,500万円を計上しております。

繰越金につきましては、令和4年度からの繰越金として1,000円の計上となっております。

諸収入につきましては、貸付金元利収入4,035万8,000円で、組合へ貸付けております資金の元金及び利息の返済収入でございます。

次に、歳出であります。諸支出金につきましては、繰出金7,684万円で、一般会計への繰出金でございます。うち、4,000万8,000円は貸付金元金分で、一般会計におきまして合併振興基金へ積み戻しをいたします。

予備費につきましては、1,000円で、名目予算となっております。

以上で、メガソーラー事業収入特別会計予算案の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第32号、令和5年度佐用町国民健康保険特別会計予算案につきまして、提案のご説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ20億5,158万7,000円といたしております。

まず、歳入であります。国民健康保険税につきましては、3億2,632万5,000円を計上しております。うち、一般被保険者国民健康保険税は3億2,606万1,000円、退職被保険者国民健康保険税は26万4,000円を計上しております。

一部負担金につきましては、2,000円を計上。

使用料及び手数料につきましては、手数料15万円でございます。

県支出金につきましては、県補助金15億4,588万5,000円でございます。

財産収入につきましては、財産運用収入10万3,000円であります。

繰入金につきましては、1億7,716万8,000円を計上。うち、他会計繰入金は一般会計から1億7,352万7,000円を繰り入れております。基金繰入金は364万1,000円を計上しております。

繰越金につきましては、1,000円の名目の予算であります。

諸収入につきましては、195万3,000円を計上。うち、延滞金、加算金及び過料は105万円、受託事業収入は1,000円、雑入は90万2,000円でございます。

次に、歳出について、ご説明をさせていただきます。

総務費につきましては、3,469万円を計上しております。うち、総務管理費は人件費・事務費等で3,297万9,000円。徴税費は国民健康保険税の賦課徴収経費として149万1,000円。運営協議会費は21万8,000円。趣旨普及費は2,000円の計上となっております。

保険給付費につきましては、14億8,588万円を計上。うち、療養諸費は12億5,854万3,000円。高額療養費は2億2,020万円。移送費は1万円。出産育児諸費は420万3,000円。葬祭諸費は240万円。結核医療付加金は2万4,000円。傷病手当金は50万円となっております。



国民健康保険事業費納付金につきましては、5億461万7,000円を計上しております。うち、療養給付費分は3億5,964万2,000円。後期高齢者支援金等分は1億1,154万4,000円、介護納付金分は3,343万1,000円でございます。

保健事業費につきましては、1,199万7,000円を計上。うち、特定健康診査等事業費につきましては968万5,000円。保健事業費は231万2,000円でございます。

基金積立金につきましては、10万3,000円で、財政調整基金から生じます利子分の積み立てを計上いたしております。

諸支出金につきましては、償還金及び還付加算金430万円を計上しております。

予備費は、1,000万円の計上となっております。

次に、予算第2条の一時借入金につきましてはのご説明を申し上げます。

地方自治法第235条の3第2項の規定に基づきまして、当該年度中の一時借入金の借入の最高額を3,000万円と定めるものでございます。

最後に、予算第3条、歳出予算の流用につきましてはありますが、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定に基づきまして、当該会計における各項の間の流用を認める経費について、予算第3条第1号において保険給付費と定めるものでございます。

以上で、国民健康保険特別会計予算案の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第33号、令和5年度佐用町後期高齢者医療特別会計予算案につきまして、提案のご説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、それぞれ3億3,597万8,000円といたしております。

まず、歳入から説明をさせていただきますが、後期高齢者医療保険料につきましては、2億3,074万8,000円を計上しております。

使用料及び手数料につきましては、手数料1,000円で、督促手数料でございます。

県広域連合支出金につきましては、県広域連合補助金224万1,000円でございます。

寄附金につきましては、1,000円の名目予算でございます。

繰入金につきましては、他会計繰入金9,722万2,000円で、一般会計繰入金であります。

繰越金につきましては、455万1,000円でございます。

諸収入につきましては、121万4,000円を計上。延滞金、加算金及び過料は2,000円。償還金及び還付加算金は121万円。雑入は2,000円を計上しております。

次に、歳出についてのご説明申し上げます。

総務費につきましては、総務管理費811万1,000円を計上しております。

保健事業費につきましては、後期高齢者の健康診査に係る経費309万7,000円を計上しております。

後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、兵庫県後期高齢者医療広域連合に納付する保険料や運営事務費等の負担金として3億2,344万9,000円を計上しております。

諸支出金につきましては、122万1,000円を計上しております。うち、償還金及び還付加算金は122万円、繰出金は1,000円の計上でございます。

予備費につきましては、10万円を計上いたしております。

次に、予算第2条、一時借入金につきましては、地方自治法第235条の3第2項の規定に基づきまして、当該年度中の一時借入金の借入の最高額を、1,000万円と定めるものでございます。

以上で、後期高齢者医療特別会計予算案の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第34号、令和5年度佐用町介護保険特別会計予算案につきまして、提案のご説明を申し上げます。

事業勘定の歳入歳出予算の総額は、それぞれ29億716万6,000円、サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額は、それぞれ472万5,000円と定めております。

まず、事業勘定の歳入から説明をさせていただきます。

保険料につきましては、介護保険料として第1号被保険者保険料5億124万7,000円を計上しております。

分担金及び負担金につきましては、負担金として認定審査会受託金1,000円を計上しております。

使用料及び手数料につきましては、手数料として督促手数料1,000円の計上しております。

国庫支出金につきましては、7億6,307万4,000円を計上。うち、国庫負担金は4億8,054万1,000円、介護給付費に係る法定負担分であります。国庫補助金は2億8,253万3,000円で、介護給付費に係る調整交付金、地域支援事業交付金及び保険者機能強化推進交付金などがございます。

支払基金交付金につきましては、7億4,740万7,000円を計上いたしております。

県支出金につきましては、4億1,556万8,000円であります。うち、県負担金は、介護給付費に係る法定負担分3億9,875万4,000円を計上。県補助金1,681万4,000円は、地域支援事業交付金でございます。

財産収入につきましては、財産運用収入10万5,000円を計上、基金預金利子でございます。

繰入金につきましては、4億7,876万6,000円であります。うち、一般会計繰入金は4億7,352万1,000円、基金繰入金は524万5,000円でございます。

繰越金につきましては、科目設定1,000円となっております。

諸収入につきましては、99万6,000円を計上しております。うち、延滞金、加算金及び過料は2,000円。雑入は99万4,000円、地域支援事業に係る実費徴収金が主なものでございます。

続いて、歳出でございますが、総務費につきましては、1億1,250万8,000円でございます。うち、総務管理費は9,909万5,000円で、人件費及び電算システム保守点検委託料などの事務費を計上しております。介護認定審査会費は1,223万2,000円を計上。主治医意見書等手数料、認定調査委託料、介護認定審査会委員報酬が主なものでございます。運営協議会費は38万9,000円、地域支援事業費は79万2,000円をそれぞれ計上いたしております。

保険給付費につきましては、27億552万2,000円を計上しております。うち、介護サービス等諸費は24億4,007万円で、介護サービスに係る保険給付費でございます。介護予防サービス等諸費は1億2,441万2,000円で、介護予防サービスに係る保険給付費でございます。その他諸費は190万5,000円、審査支払手数料でございます。高額介護サービス等費は5,079万6,000円でございます。特定入所者介護サービス等費は7,918万9,000円、保険給付対象外の居住費・食費に係る負担、いわゆる補足給付でございます。高額医療合算介護サービス等費は915万円となっております。

地域支援事業費につきましては、8,521万9,000円を計上しております。うち、介護予防・生活支援サービス事業費は5,723万円で、訪問型サービス、通所型サービス及びその他生活支援サービスに係る事業費などを計上いたしております。一般介護予防事業費は605万7,000円で、頭と体の健康教室、いきいき百歳体操の事業費が主なものであります。包括的支援事業費は919万円で、総合相談支援業務など地域包括支援センターの事業費のほか、認知症施策の推進、在宅医療・介護連携推進事業費などを計上いたしております。任意事業費は1,258万6,000円で、家族介護支援事業委託料などが主なものでございます。その他諸費は15万6,000円で、訪問型サービス及び通所型サービスに係る審査支払手数料でございます。

基金積立金につきましては、10万5,000円を計上。介護給付費準備基金積立金でございます。

諸支出金につきましては、81万2,000円でございます。うち、償還金及び還付加算金は81万1,000円、繰出金は1,000円をそれぞれ計上しております。

予備費につきましては、300万円を計上となっております。

続いて、サービス事業勘定についての説明をさせていただきますが、歳入であります。サービス収入につきましては、472万5,000円を計上しております。うち、予防給付費収入は383万3,000円。介護予防・日常生活支援総合事業費収入は89万2,000円でございます。

続きまして、歳出でございますが、サービス事業費につきましては、22万4,000円を計上。うち、居宅サービス事業費は11万2,000円。介護予防・日常生活支援総合事業費は11万2,000円でございます。

諸支出金につきましては、繰出金450万1,000円を計上。一般会計への繰出金となっております。

次に、予算第2条、一時借入金につきましてはありますが、地方自治法の規定に基づきまして、当該年度中の一時借入金の借入最高額を、事業勘定、サービス事業勘定ともに、3,000万円と定めるものでございます。

最後に、予算第3条、歳出予算の流用につきましてはありますが、地方自治法の規定に基づきまして、当該会計における各項の間の流用を認める経費について、予算第3条第1項第1号に規定する保険給付費と定めるものでございます。

以上で、介護保険特別会計予算案の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第35号、令和5年度佐用町簡易水道事業特別会計予算案につきましては、提案のご説明を申し上げますが、まず、簡易水道事業の概要について説明をさせていただきます。

令和4年3月31日現在でございますが、給水戸数5,016戸、年間総配水量195万4,796立米、一日平均配水量5,355立米でございます。

それでは、提案説明をさせていただきます。

予算第1条のとおり、歳入歳出予算の総額は、それぞれ10億843万9,000円に定めるものでございます。

その中身につきましては、歳入歳出予算によりまして説明をいたします。

まず、歳入からであります。分担金及び負担金につきましては、負担金1,277万1,000円を計上し、新規加入40件、給水工事負担金1件を見込んでおります。

使用料及び手数料につきましては、3億4,805万6,000円を計上しております。うち、使用料は3億4,752万3,000円で、令和4年度の使用状況を勘案し、現年度分3億4,557万9,000円、滞納分として193万3,000円を見込んでおります。手数料は53万3,000円で、設計・検査手数料、開閉栓手数料などがございます。

財産収入につきましては、財産運用収入9万1,000円で、財政調整基金預金利子でございます。

繰入金につきましては、1億6,811万4,000円を計上しております。うち、一般会計繰入金は1億6,767万9,000円、基金繰入金は43万5,000円でございます。

繰越金につきましては、前年度繰越金として名目1,000円の計上。

諸収入につきましては、雑入として6,000円で、消費税還付金などがございます。

町債につきましては、4億7,940万円を計上しております。建設改良費の財源として、簡易水道事業債4億5,740万円、公営企業会計適用債2,200万円でございます。

次に、歳出について説明申し上げます。

簡易水道事業費につきましては、8億909万円を計上しております。うち、管理費は3億2,349万円で、一般管理費、現場管理費であります。建設改良費は4億8,560万円で、水道管布設替及び施設更新設計業務、水道管布設替・水道施設設備更新工事などがございます。

公債費につきましては、1億9,924万9,000円で、簡易水道事業債の償還元金及び償還利子になっております。

予備費につきましては、10万円の計上といたしております。

次に、予算第2条、地方債について、説明をさせていただきますが、第2表の地方債のとおり、簡易水道事業4億5,740万円、公営企業会計適用事業2,200万円の起債予定額におきまして、地方自治法第230条第1項の規定によりまして、起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法を定めるものでございます。

次に、予算第3条の一時借入金についてであります。地方自治法の規定に基づきまして、当該年度中の一時借入金の借入の最高額を2,000万円と定めるものでございます。

以上で、簡易水道事業特別会計予算案の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第36号、令和5年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算案につきまして、提案のご説明を申し上げます。

予算第1条のとおり、歳入歳出予算の総額は、それぞれ19億8,277万8,000円に定めるものでございます。

その中身につきましては、まず、歳入から説明させていただきます。

分担金及び負担金につきましては、負担金155万2,000円を計上し、新規加入6件、工事負担金1件を見込んでおります。

使用料及び手数料につきましては、2億2,703万6,000円を計上しております。うち、使用料は2億2,701万6,000円で、公共下水道施設使用料として、現年度分2億2,519万円、滞納分178万8,000円を、行政財産使用料として3万8,000円を見込んでおります。手数料は2万円で、排水工事店指定手数料等でございます。

国庫支出金につきましては、国庫補助金6億4,310万円を計上し、前処理施設建設工事や生活排水処理施設の統廃合、マンホールポンプ場及び浄化センター設備の改築更新工事等の補助金でございます。

繰入金につきましては、一般会計繰入金5億3,888万3,000円を計上しております。

繰越金につきましては、前年度繰越金1,000円。

諸収入につきましては、雑入6,000円で、消費税還付金などがございます。

町債につきましては、5億7,220万円を計上しております。建設改良費の財源として、公共下水道事業債5億4,780万円と、公営企業会計適用債2,440万円でございます。

次に、歳出について、ご説明をさせていただきます。

公共下水道事業費につきましては、15億5,006万4,000円を計上しております。うち、管理費は2億7,780万5,000円で、一般管理費、現場管理費でございます。事業費は12億7,225万9,000円で、第2期ストックマネジメント計画策定業務をはじめ、佐用浄化センターにおける汚泥集約化に係る前処理施設建設工事のほか、佐用・南光浄化センター他施設改築更新工事、生活排水処理施設の統廃合に伴う管渠布設工事等を実施することといたしております。

公債費につきましては、4億3,261万4,000円で、町債償還元金及び町債償還利子でございます。

予備費につきましては、10万円の計上となっております。

次に、予算第2条、地方債についてであります。第2表、地方債のとおり、特定環境保全公共下水道事業5億4,780万円、公営企業会計適用事業2,440万円の起債予定額にお

きまして、地方自治法第 230 条第 1 項の規定によりまして、起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法を定めるものでございます。

次に、予算第 3 条の一時借入金についてであります。地方自治法の規定に基づきまして、当該年度中の一時借入金の借入の最高額を 1,000 万円と定めております。

以上で、特定環境保全公共下水道事業特別会計予算案の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第 37 号、令和 5 年度佐用町生活排水処理事業特別会計予算案についての提案の説明を申し上げます。

予算第 1 条のとおり、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ 4 億 3,860 万 2,000 円に定めております。

まず、歳入から説明をさせていただきますが、分担金及び負担金につきましては、負担金 42 万 5,000 円を計上し、新規加入 1 件、工事負担金 1 件を見込んでおります。

使用料及び手数料につきましては、9,070 万 9,000 円を計上し、現年度分として、浄化槽使用料、農業集落排水施設使用料で 8,991 万 8,000 円、滞納分として、浄化槽使用料、農業集落排水施設使用料で 79 万円を見込んでおります。

繰入金につきましては、一般会計繰入金 3 億 3,561 万 9,000 円を計上しております。

繰越金につきましては、前年度繰越金 1,000 円。

諸収入につきましては、雑入 74 万 8,000 円で、事務手数料などがございます。

町債につきましては、1,110 万円を計上してございまして、農業集落排水施設建設改良費の財源として、農業集落排水事業債 420 万円と、公営企業会計適用債 690 万円でございます。

次に、歳出の説明をさせていただきます。

生活排水処理事業費につきましては、2 億 2,881 万 4,000 円を計上しております。うち、浄化槽管理費は 1 億 4,870 万 7,000 円で、合併浄化槽の保守管理点検や消費税納付額などがございます。農業集落排水施設管理費は 7,070 万 7,000 円で、一般管理費、現場管理費でございます。農業集落排水施設事業費は 940 万円で、管路施設設計業務の委託料や、各施設の設備更新、非常通報装置更新のほか、国・県道等のマスの設置工事費でございます。

公債費につきましては、2 億 968 万 8,000 円を計上し、合併処理浄化槽設置事業及び農業集落排水事業の町債償還元金及び償還利子でございます。

予備費につきましては、10 万円の計上となっております。

次に、予算第 2 条、地方債であります。第 2 表の地方債のとおり、農業集落排水事業 420 万円、公営企業会計適用事業 690 万円の起債予定額としてございまして、地方自治法第 230 条第 1 項の規定によりまして、起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法を定めております。

次に、予算第 3 条の一時借入金についてであります。地方自治法の規定に基づきまして、当該年度中の一時借入金の借入の最高額を 1,000 万円と定めております。

以上で、生活排水処理事業特別会計予算案の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第 38 号、令和 5 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計予算案につきまして、提案のご説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1 億 1,691 万 6,000 円といたしております。

まず、歳入から説明させていただきますが、使用料及び手数料につきましては、使用料 605 万 5,000 円で、町立野外活動センターの使用料収入を計上しております。

財産収入につきましては、財産運用収入 4 万 3,000 円で整備基金預金利子でございます。

繰入金につきましては、一般会計から 1,316 万円を繰り入れております。

繰越金につきましては、1,000 円の名目予算となっております。

諸収入につきましては、雑入 9,765 万 7,000 円で、天文台公園運営委託金が主なものであります。

次に、歳出についてであります。教育費につきましては、社会教育費 1 億 1,657 万 2,000 円で、人件費をはじめ、野外活動センター及び天文台公園の運営費を計上いたしております。

諸支出金につきましては、基金費 4 万 4,000 円。

予備費につきましては、30 万円の計上となっております。

次に、予算第 2 条、一時借入金につきましては、地方自治法の規定に基づきまして、当該年度中の一時借入金の借入の最高額を 1,000 万円と定めております。

以上で、西はりま天文台公園特別会計予算案の提案の説明とさせていただきます。

次、議案第 39 号、令和 5 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計予算案につきましては、提案のご説明を申し上げます。

この予算は、笹ヶ丘荘の管理運営にかかる予算で、歳入歳出予算の総額は、それぞれ 1 億 1,703 万 1,000 円といたしております。

まず、歳入から説明をさせていただきますが、笹ヶ丘荘事業収入につきましては、事業収入 7,404 万 7,000 円で、使用料及び受託事業受入金でございます。

繰入金につきましては、一般会計繰入金 4,294 万 3,000 円でございます。

繰越金につきましては、前年度からの繰越金、名目予算 1,000 円。

諸収入につきましては、雑入 4 万円でございます。

次に、歳出でございますが、笹ヶ丘荘費につきましては、笹ヶ丘荘管理運営費として 1 億 1,703 万 1,000 円で、笹ヶ丘荘及び交流会館運営に係る費用でございます。

次に、予算第 2 条の一時借入につきましては、地方自治法の規定に基づきまして、当該年度中の一時借入金の借入最高額を 1,000 万円と定めております。

以上で、笹ヶ丘荘特別会計予算案の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第 40 号、令和 5 年度佐用町石井財産区特別会計予算案についてのご説明を申し上げます。

この予算は、石井財産区の管理・運営に係るもので、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 448 万円といたしております。

まず、歳入から説明させていただきますが、繰越金につきましては 447 万 8,000 円。

諸収入につきましては、2,000 円で、町預金利子、雑入それぞれ 1,000 円の計上といたしております。

次に、歳出であります。総務費におきましては、総務管理費 91 万円 5,000 円で、作業道整備事業負担金などを計上しております。

予備費につきましては、356 万 5,000 円でございます。

以上、佐用町石井財産区特別会計予算案の提案の説明とさせていただきます。

次、最後になりますが、議案第 41 号、令和 5 年度佐用町水道事業会計予算案につきまして、提案のご説明を申し上げます。

第 2 条の業務の予定量であります。給水戸数 1,763 戸、年間総給水量 58 万 1,849 立米、一日平均給水量 1,594 立米、受託工事 1 ヶ所を予定しており、主要な建設改良事業は、水道管布設替工事、道路改良に伴う水道管移設工事、老朽機器更新工事などです。

第 3 条、収益的収入及び支出の予定額につきましては、収入の第 1 款、水道事業収益におきまして、1 億 8,818 万 9,000 円で、第 1 項営業収益は、水道料金、消火栓維持管理負担金等で 1 億 158 万 9,000 円。第 2 項、営業外収益は 8,658 万 8,000 円で、減価償却費補助分、一般会計繰入金、長期前受金戻入、新規加入金、預金利息等でございます。第 3 項の特別利益として 1 万 2,000 円を見込んでおります。

支出の第1款、水道事業費用におきまして、2億6,160万円で、第1項、営業費用は、水道施設維持管理業務委託、電気料及び薬品費等の経常経費、メーター検針委託料、漏水、ポンプ等修繕費等で2億4,950万7,000円。第2項の営業外費用については1,186万円で、企業債借入金利息、消費税等でございます。第3項、特別損失として13万3,000円。第4項、予備費は10万円を計上しております。

次に、予算書の2ページ、第4条の資本的収入及び支出の予定額につきましては、収入の第1款、資本的収入におきましては、3億9,091万5,000円で、第1項、企業債は2億5,160万円。第2項の他会計出資金は3,212万2,000円で一般会計特別出資金でございます。第3項の他会計負担金は、消火栓工事に係るもので一般会計からの負担金300万円。第5項、他会計補助金は、建設改良工事にかかる一般会計からの補助金419万2,000円。第9項、工事負担金1,000円。第11項、投資有価証券受入金は1億円を予定いたしております。

支出の第1款、資本的支出におきましては、4億3,560万6,000円で、第1項、建設改良費は、水道管布設工事、ポンプ更新工事等で2億7,136万3,000円。第2項の企業債償還金で6,424万3,000円。第3項、投資有価証券購入に1億円を予定いたしております。

収入不足額4,469万1,000円は、過年度分損益勘定内部留保資金で補填する予定といたしております。

第5条の企業債借入金につきましては、借入限度額を2億5,160万円、利率を3%以内と定めております。

第6条、一時借入金につきましては、当該年度中の借り入れ限度額を2,000万円と定めるものでございます。

次に、予算書の3ページ、第7条につきましては、予定支出の各項の経費の金額の流用できる金額を定めるものであります。

第8条につきましては、議会の議決を経なければ流用することのできない経費、職員給与及び報酬を定めるものであります。

第9条につきましては、他会計からの補助金として一般会計からの高料金対策分63万円、起債利子補助分935万4,000円、基礎年金拠出金50万4,000円、建設改良に関するもの419万2,000円、減価償却費補助分1,596万4,000円と定めるものでございます。

第10条につきましては、たな卸し資産購入限度額を117万5,000円と定めております。

内容の詳細につきましては、4ページからの水道事業会計の予算実施計画、予定キャッシュ・フロー計算書、給与費明細書、予定貸借対照表等を添付いたしておりますので、ご覧いただきたいと思います。

以上で、水道事業会計予算案の提案の説明とさせていただきます。

以上、議案第30号から議案第41号までの令和5年度一般会計並びに各特別会計当初予算案の提案の説明をさせていただきました。

非常に長い説明となりましたけれども、それぞれ、また、予算委員会等で十分ご審議の上、ご承認を賜りますように、よろしくお願いを申し上げまして、提案の説明を終わらせていただきます。長時間、ありがとうございました。

議長（小林裕和君） 当局の説明が終わりました。

ただ今、議題としております議案第30号から議案第41号までについては、令和5年度佐用町一般会計並びに各特別会計予算に関する案件であります。

この件に関しましては、日程第53で、全員で構成する予算特別委員会を設置し、付託することにしたと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林裕和君） 異議なしと認めます。よって、議案第 30 号から議案第 41 号については、予算特別委員会に付託することに決定しました。

---

日程第 51. 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

議長（小林裕和君） 続いて日程第 51 に入ります。  
諮問第 1 号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。  
提案に対する当局の説明を求めます。庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました、諮問第 1 号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきまして、ご説明を申し上げます。

現在、人権擁護委員としてご活躍いただいております、佐用町上石井 856 番地 3、平井均（ひらい ひとし）氏は、3 期 9 年間にわたり人権擁護委員としてご尽力をいただきましたが、本年 6 月 30 日をもって任期満了となるため、その後任といたしまして、佐用町本位田甲 152 番地 2、竹田兼基（たけだ かねもと）氏に人権擁護委員にご就任いただきたく、候補者として推薦いたしたいので、人権擁護委員法第 6 条第 3 号の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

人権擁護委員は、人格識見が高く広く社会の実績に通じ、人権擁護に理解があり、中立・公正な人となっております。

竹田氏は、令和 4 年 3 月まで、小・中学校に勤務されており、長きにわたる教員経験を活かした人権相談をしていただけることから、このたび、法務大臣に推薦をしようとするものでございます。

ご同意をいただきますように、よろしくお願いを申し上げ、提案の説明とさせていただきます。

町長（庵途典章君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

なお、本案件については、本日即決とします。

ここで、資料配付のため、しばらく休憩します。

午後 0 3 時 4 2 分 休憩

---

午後 0 3 時 4 3 分 再開

議長（小林裕和君） 休憩を解き会議を続行します。

お諮りします。日程第 51、諮問第 1 号については、お手元に配付しました意見のとおり、「適任」と答申したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林裕和君） 異議なしと認めます。

よって、諮問第 1 号は「適任」と答申することに決定しました。



---

日程第 52. 請願第 1 号 消費者被害を防止、救済するため、特定商取引法の抜本的な法改正を  
求める意見書を政府等に提出することを求める件

議長（小林裕和君） 続いて、日程第 52 に入ります。

今期定例会に請願 1 件を受理しております。

請願第 1 号、消費者被害を防止、救済するため、特定商取引法の抜本的な法改正を求め  
る意見書を政府等に提出することを求める件は、会議規則第 87 条第 2 項の規定により、委  
員会付託を省略して直ちに審議に入りたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林裕和君） 異議なしと認めます。

それでは、請願第 1 号を議題とします。請願について紹介議員の説明を求めます。

4 番、高見寛治議員。

〔4 番 高見寛治君 登壇〕

4 番（高見寛治君） ただ今、議題とされました請願第 1 号、消費者被害を防止、救済す  
るため、特定商取引法の抜本的な法改正を求める意見書を政府等に提出することを求める  
件につきまして、主旨等を説明いたします。

本件は、兵庫県弁護士会会長の中上幹雄（なかじょうみきお）氏から、佐用町議会が、  
国会及び政府に対し、幅広い世代の消費者被害を防止、救済するために、特定商取引法の  
抜本的改正を求める意見書を提出することを採択するよう請願されたもので、紹介議員と  
して請願理由から要旨を説明いたします。

請願の理由。

1、訪問販売等の消費者トラブルを生じやすい取引類型を規制する特定商取引法の 2016  
年（平成 28 年）改正時に、施行 5 年後見直しが付議されており、その 5 年が、2022 年 12  
月に来たことで、今後、見直し論議が始まります。

2、各地の消費生活センターに寄せられた消費生活相談は高止まりが続いており、高齢  
者を中心に、訪問販売や、電話勧誘販売の被害が多くみられます。インターネット通販に  
関する被害相談も増加傾向にあります。マルチ商法についても、若者を中心に被害が増加  
しております。幅広い世代の消費者被害を防止、救済するためには、この 5 年後見直しを  
機に、特定商取引法の抜本的改正がなされることが急務であります。

3、具体的には、特定商取引法における対象取引分野のうち、訪問販売・電話勧誘販売、  
通信販売、連鎖販売取引、いわゆるマルチ取引について、次のような改正がなされるべき  
であります。

(1)、訪問販売・電話勧誘販売については、少なくとも消費者が勧誘を拒絶した場合には、  
訪問販売、電話勧誘を受けたくないという消費者の意思の尊重を徹底する仕組みが必要で  
あります。さらに、訪問販売や電話勧誘販売においては、店舗販売と比較して、店舗を持  
つことなく営業を行うことが可能であることから、信用力の低い事業者の参入も容易であ  
り、不正な勧誘行為を行いながらその所在を変えて事業を繰り返すことも可能となってい  
る実情があります。そこで、訪問販売や電話勧誘販売において、事業者の登録制を導入す  
べきであります。

(2)、通信販売については、現在の特定商取引法では、他の特定商取引法の取引類型と異なり、通信販売については、再勧誘の禁止や威迫困惑行為の禁止等の行政規制が定められておらず、また、クーリング・オフや不実告知による取消権等も設けられていません。そこで、このようなインターネットを通じて勧誘が行われる場合には、通信販売においても、行政規制やクーリング・オフ及び不実告知等の取消権を規定するべきであります。また、現在、通信販売業者による解約・返品に関する受付体制整備義務や解約・返品の申出方法についての規制は特段存在しないので、インターネットを利用した通信販売において消費者が解約を希望する場合、契約申込みと同様の方法、ウェブサイト上の手続きによる解約申出の方法を定めることを通信販売業者に義務づけ、迅速・適切に解約・返品に対応する体制を整えさせることが必要であります。さらに、インターネット広告画面の中には、消費者の誤認を招く不公正な表示がなされている事例が少なくないことから、広告表示においても、通信販売業者が網羅的で正確かつわかりやすい広告を行うなど、広告表示の透明性確保を法令等で明確化することが必要であります。また、インターネットや SNS 上の詐欺的な広告や勧誘をみて通信販売を利用した消費者が被害を被った場合でも、その広告上に通信販売業者の氏名や名称、住所などが十分に記載されていないことから、当事者の特定ができず、被害回復を図れないケースが多くみられます。そこで、連絡先が不明な通信販売事業者及び当該事業者の勧誘者等により自己の権利を侵害された者は、SNS 事業者、プラットフォーマー等に対し、通信販売業者及び勧誘者を特定するための情報の開示を請求できるようにすべきであります。

(3)、連鎖販売取引、いわゆるマルチ取引については、連鎖販売取引について、国による登録・確認等の開業規制を導入するべきであります。また、近時、物品販売等の契約を締結した後に、新規加入者を獲得することによって利益が得られる旨を告げてマルチ取引に誘い込む、つまり、特定取引の収受に関する説明を後出しするマルチ取引のトラブルが増えているので、この後出しマルチについても、規制対象に加えるべきであります。また、22歳以下の者、先行する契約として投資等の利益収受型取引を締結した者、先行する契約の対価に係る債務を負担している者など不適合者に対する紹介利益提供契約の勧誘等を禁止すべきであります。

以上、ご賛同を賜りますよう、お願い申し上げます、請願の主旨の説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

議長（小林裕和君） 本請願に対する紹介議員の説明は終わりました。  
これより質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本請願に対する質疑を終結します。  
これより、討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本請願についての討論を終結します。  
これより請願第1号を採決します。この採決は、挙手によって行います。  
請願第1号について、採択することに賛成の方は、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（小林裕和君） 挙手、全員です。よって、請願第1号は、採択することに決定しました。

---

〔高見君 挙手〕

議長（小林裕和君） はい、高見議員。

4番（高見寛治君） 議長、動議を提出いたします。

先ほど請願が採択されましたので、特定商取引法平成28年改正における5年後見直しに基づく同法の抜本的改正を求める意見書案を、本日の日程に追加されることをお願いします。

議長（小林裕和君） ただ今、高見寛治議員から、意見書案を、日程に追加して議題とすることの動議が提出されました。賛成者は、ありますか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

議長（小林裕和君） この動議は、賛成者がいますので、成立いたしました。  
ここで、暫く休憩します。

午後03時54分 休憩

午後03時55分 再開

議長（小林裕和君） 休憩を解き、会議を再開します。

高見寛治議員から、お手元に配付しましたとおり、意見書案が、文書で提出されました。  
お諮りします。意見書案についての動議を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林裕和君） ご異議なしと認めます。よって、日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

---

追加日程第1．発議第4号 特定商取引法平成28年改正における5年後見直しに基づく同法の抜本的改正を求める意見書（案）

議長（小林裕和君） それでは、追加日程第1、発議第4号、特定商取引法平成28年改正における5年後見直しに基づく同法の抜本的改正を求める意見書（案）を議題とします。

この際、お諮りします。本件は請願第1号の採択に伴う意見書案の提出でありますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林裕和君） 異議なしと認めます。よって、そのように決定しました。  
これより発議第4号を採決します。この採決は、挙手によって行います。  
発議第4号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（小林裕和君） 挙手、全員です。よって、発議第4号は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第53. 特別委員会の設置及び委員定数について

議長（小林裕和君） 続いて、日程第53、特別委員会の設置及び委員定数についてを議題とします。  
お諮りします。令和5年度佐用町一般会計並びに各特別会計の予算審議のため、全員による予算特別委員会を設置したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林裕和君） 異議なしと認めます。よって、全員による予算特別委員会を設置することに決定しました。

---

#### 日程第54. 特別委員会委員長及び副委員長の選任について

議長（小林裕和君） 続いて日程第54、特別委員会委員長及び副委員長の選任についてですが、委員長及び副委員長は、佐用町議会委員会条例第8条第2項の規定により、「委員会において互選する。」となっており、先の全員協議会において協議され、決定されていますので、委員長及び副委員長の氏名を議長より発表します。  
佐用町議会、予算特別委員会委員長、岡本義次議員。副委員長、森脇裕和議員。以上の両議員が選任されましたので報告します。

---

#### 日程第55. 委員会付託について

議長（小林裕和君） 続いて日程第55、委員会付託についてであります。  
ここで、資料配付のため、しばらく休憩します。

午後03時58分 休憩

午後03時59分 再開

議長（小林裕和君） 休憩を解き会議を続行します。  
お諮りします。お手元に配付しました議案付託表のとおり、所管の委員会に審査を付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林裕和君）                   ご異議なしと認めます。よって、そのように決めます。

---

議長（小林裕和君）                   以上をもちまして、本日の日程は終了しました。

次の本会議は、3月15日水曜日、午前10時から再開し、一般質問を行いますので、ご承知おきくださるようお願いいたします。

本日はこれにて散会します。

皆様にお知らせします。予算特別委員会の初日、3月6日で、本日ありました佐用町地域福祉計画の案を、改めて、配付したいというふうに思っております。それで、今、お持ちの佐用町地域福祉計画を机上に置いておいていただきたいと思います。それを、後で回収させていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。3月6日に、改めて、配付をさせていただきます。

議員だけですけれども、議員の皆さんは、3月6日に、改めて配付をさせていただきます。

最後に、予算特別委員会委員長から挨拶ありますので、岡本委員長、よろしく申し上げます。森脇副委員長も、よろしく申し上げます。

予算特別委員長（岡本義次君）       失礼します。このたび、私、委員長、副委員長、森脇さんと2人で、今度の予算審議をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

議長（小林裕和君）                   申し上げます。

それでは、ご苦勞様でした。

---

午後04時00分 散会

---